

西宮市高齢者虐待防止・ 対応マニュアル



西宮市キャラクター

みやたん

令和4年10月1日 改訂

西宮市

はじめに

平成18年4月1日より「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。この法律は、虐待を受けた高齢者に対する保護、養護者の負担の軽減を図ること等の高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者の権利・利益の擁護に資することを目的としています。本市においては西宮市高齢者あんしん窓口（地域包括支援センター）、加えて平成23年4月に開設しました西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センターと協働して、高齢者虐待に対応しています。

虐待は、生命への危険に直結する可能性が高く、緊急性の見極めが重要となります。緊急性の判断を行うには、関係機関が迅速に集まり、時に強制力を伴う対応が必要な場合があります。虐待事案に適切に対応するために法的根拠や市の権限について十分に理解する必要があります。

「西宮市高齢者虐待防止・対応マニュアル」は、西宮市高齢者あんしん窓口及び居宅介護支援事業所のケアマネジャーなどの関係者向けに作成しました。高齢者虐待に関する基本的な知識や虐待事案への支援方法を理解することで、関係者が共通認識を持ち、適切な対応ができるものとなっています。また、高齢者虐待が疑われる場合には、本人支援の視点から本マニュアルに基づき適切に対応するとともに、西宮市や西宮市高齢者あんしん窓口にご相談くださいますようお願いいたします。

最後にこのマニュアルの作成にあたり、各関係機関において多大なるご協力ご指導をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

平成24年4月1日
平成28年4月1日改訂
令和4年10月1日改訂

< 目 次 >

第Ⅰ部 高齢者虐待総論 1

1. 高齢者虐待とは 1

- 1. 高齢者虐待防止法の成立
- 2. 高齢者虐待の定義と種類
- 3. 「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について
 - 参考) 高齢者虐待の例
 - 【注】セルフネグレクトについて
 - 参考) 虐待行為と刑法

2. 基本的視点 5

- 1. 高齢者虐待防止と対応のポイント

3. 関係機関の役割と責務 9

- 1. 西宮市の役割と責務
- 2. 西宮市高齢者あんしん窓口（地域包括支援センター）の役割
- 3. 西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センターの役割
 - 西宮市の養護者による虐待対応における各機関の基本的な役割分担

第Ⅱ部 養護者による高齢者虐待の防止と対応 1 2

西宮市高齢者虐待対応フロー

1. 養護者による高齢者虐待の対応プロセス 1 4

- 1. 高齢者虐待の未然防止、早期発見
 - 虐待が起きる各々の背景
 - 主な支援機関
 - 虐待チェックリスト（虐待のサイン）
- 2. 相談、通報及び届出の受付
 - 虐待リスクアセスメントシート
- 3. 初動会議
- 4. 事実確認
- 5. コアメンバー会議
 - 参考) 緊急性判断の概念図
 - 参考) 虐待被害の程度（深刻度）の区分例
 - 緊急性が高いと判断された場合の対応例
 - 高齢者虐待に関わる支援計画書とケアマネジャーの居宅サービス計画の関係

高齢者に関わるすべての方向け
(P.14~P.20)

主に虐待
対応機関・
専門職向け

- 6. 個別支援評価会議
- 7. 虐待対応の終結（終了）
参考）虐待終結時のフロー

主に虐待対応機関・
専門職向け

2. 専門的な対応による支援について 3 6

- 1. 立入調査
参考）高齢者虐待事案に係る援助依頼書
- 2. やむを得ない事由による措置
○やむを得ない事由による措置活用検討フロー図
- 3. 成年後見制度
参考）成年後見制度の類型など
- 4. 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）
- 5. その他の高齢者支援

主に虐待対応機関・
専門職向け

第Ⅲ部 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止と対応 4 8

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応フロー

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止 5 0

2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応プロセス 5 3

- 1. 相談、通報及び届出の受付
- 2. 初動会議
- 3. 事実確認
- 4. コアメンバー会議
- 5. 施設従事者への改善指導及び個別支援
- 6. 評価会議・モニタリング
- 7. 虐待対応の終結（終了）
- 8. 行政上の措置における検討
- 9. 兵庫県への虐待等の報告
- 10. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表

3. 身体拘束に対する考え方 6 6

- 1. 基本的な考え方
- 2. 身体拘束の具体例
- 3. やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

1. 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
2. 西宮市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク設置要綱
3. 西宮市やむを得ない事由による措置要綱
4. 西宮市老人ホーム入所措置等規則
5. 西宮市成年後見制度利用支援事業市長申立に関する取扱要綱
6. 西宮市成年後見制度利用支援事業申立に係る費用及び後見人等の報酬助成実施要綱
7. 西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター運営事業実施要綱

第Ⅰ部 高齢者虐待総論

1 高齢者虐待とは

1. 高齢者虐待防止法の成立

平成17年11月1日国会において「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）が議員立法で可決、成立し、平成18年4月に施行されました。

（高齢者虐待防止法については、P.69 参照）

2. 高齢者虐待の定義と種類

○定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは「65歳以上の者」と定義されています（第2条第1項）が、高齢者虐待防止法の附則2であるように、「高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定しています。65歳未満の者に対する虐待についても、高齢者虐待防止法の趣旨に則り、「高齢者」に準じて対応を実施することが重要と考えられています。

また、養護者の定義を、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう。」と定められています（第2条第2項）。「現に養護する」という文言上、「養護者」は当該高齢者の日常生活において何らかの世話をする人を指すと解されます。具体的な行為として、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅や自室の鍵の管理など、高齢者の生活に必要な行為を管理したり、提供していることが、「現に養護する」に該当すると考えられます。養護者は、必ずしも、当該高齢者と同居していなければならないわけではなく、例えば、近所に住みながら世話をしている親族や知人でも「養護者」であると考えられます。

○種類

① 養護者による高齢者虐待

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく高齢者の身体を拘束すること。
- ii 放棄・放置：高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

② 養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う虐待行為です。「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

(施設における虐待の詳細はP. 48 参照)

○高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」又は 「養介護事業」の 業務に従事する すべての者
介護保険法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業所 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

3. 「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を上記のように定義していますが、これらは、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えたうえで、高齢者虐待防止法の対象を規定したものであることができます。

介護保険制度における地域支援事業（包括的支援事業）の一つとして、市に対し、「高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の高齢者の権利擁護のための必要な援助を行う事業」（介護保険法第115条の44第1項第4号）の実施が義務づけられています。

これらのことを含め、市は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事案であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命、健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに基づいて、必要な援助を行っていく必要があります。

参考) 高齢者虐待の例

区分	内容と具体例
i 身体的虐待	<p>暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる。 ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制する／等
ii 介護・世話放棄・放任	<p>意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族等が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない。 ・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること／等
iii 心理的虐待	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮辱を込めて、子供のように扱う。 ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する／等
iv 性的虐待	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する／等
v 経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等

※「家庭内における高齢者虐待に関する調査」(財団法人医療経済研究機構)を参考に作成

※自分の意思で開けることができない居室等へ隔離すること(施錠)も身体的虐待(身体拘束)に該当する場合があります。

【注】セルフネグレクトについて

○セルフネグレクト（自己放任）のサイン

- ・ 脱水症状、栄養不良（食事をしていない様子がある）
- ・ 病気等の未治療又は不適切な治療状況、必要な医療補助具の欠如
- ・ 不適切又は不十分な着衣状況（身体や衣類の清潔が保たれていない）、不衛生で劣悪な住環境
- ・ 不適切な金銭管理状況（電気、ガス、水道が止められていたり、家賃の支払いが滞っている）

※「高齢者虐待防止法ハンドブック」（2006 中央法規 高齢者処遇研究会著）を参考に作成

高齢者虐待防止法に定める虐待の5類型のいずれにも該当しないものの例として、セルフネグレクト（自己放任）があります。セルフネグレクトとは、認知症やうつ状態など何らかの理由により生活に関する判断能力や意欲が低下し、他者に対して援助を求めず放置しているなど、本人の人権が侵害されている状態です。

セルフネグレクトの状態とは、例えば、判断能力が低下しており、本人の健康状態に影響が出ている場合などがあげられます。支援が必要かどうかを総合的に判断し、虐待に準じた対応をすることが求められます。

そのほかにも、自分で自分を虐待する自虐行為（自傷行為）などもあげられます。いずれにしても、基本的に自己決定権が尊重されるべきですが、本人との信頼関係を構築し、自虐行為からの脱却を本人に働きかけていくことが必要となる場合もあります。

参考）虐待行為と刑法

高齢者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

- ① 身体的虐待：刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
- ② 放棄・放置：刑法第218条保護責任者遺棄罪
- ③ 心理的虐待：刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
- ④ 性的虐待：刑法第176条強制わいせつ罪、第177条強制性交等罪、第178条準強制わいせつ罪、準強制性交等罪
- ⑤ 経済的虐待：刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

※ただし、刑法第244条、第255条の親族相盗例に注意。

刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。高齢者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の可否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないように配慮した対応が必要です。警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

また、警察への通報に至った場合であっても市においては必要な虐待対応を行う必要があります。

2 基本的視点

1. 高齢者虐待防止と対応のポイント

高齢者虐待防止と対応の目的は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。高齢者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送ることができるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を基本に置いた切れ目ない支援体制を構築することが必要です。

ア 高齢者虐待の防止に向けて

高齢者虐待は、高齢者に対する重大な権利侵害であり、住民一人一人がこの問題に対する認識を深めることが高齢者虐待を防ぐための第一歩となります。また、虐待として顕在化する前に、不適切な扱い等が前兆となる場合もありますので、虐待の芽に気が付くことも大切です。

国、都道府県及び市町村は、高齢者虐待防止法の制定を踏まえて、広報・啓発を進めることが必要です。通報義務や通報窓口の周知は虐待防止につながる取り組みです。

また、養介護施設等は、今後より高いレベルで虐待防止に向けた取り組みを進めることが必要です。西宮市では、実地指導などを通じて虐待の早期発見や支援の質の向上による虐待の防止に努めます。

イ 高齢者虐待の早期発見・早期対応

高齢者虐待防止法では、養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び高齢者の福祉に職務上関係のある関係者は虐待の早期発見に努めることとされています。虐待していても本人にはその自覚のない場合や、虐待されていても高齢者自らSOSを訴えないことがよくありますので、相談等を受ける中で小さな兆候を見逃さないことが大切です。

(虐待のサインについては、P.19 参照)

ウ 虐待対応のポイント

○高齢者の安全確保を優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。また、高齢者本人の自己決定が難しいときや養護者との信頼関係を築くことができないときでも、高齢者の安全確保を最優先するために入院や措置入所などの緊急保護を必要とする場合があります。

ただし、このような緊急的な保護を実施した場合には、養護者に対し特にその後の丁寧なフォローアップが必要となることに留意しなければなりません。

○虐待に対する自覚は問わない

高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されており、虐待を確認した場合は虐待の解消に向けて取り組みます。

○高齢者の自己決定の支援

対応方針の検討・選択にあたっては、本人の意思を確認してそれを尊重できるようにすることが重要です。

客観的にみれば養護者や親族と分離することが妥当であると思われる事案であっても、離れることを拒否する高齢者もいます。そのような場合、本人の意思を尊重した場合のデメリットや客観的な状況について情報提供などを行うことで、本人の理解を促し、妥当な判断や前向きな行動ができるように支援していくことが重要になります。

虐待事案の多くは本人に認知症若しくはその疑いがあるため、本人の意思確認が困難な場合も少なくありません。しかし、その場合でも本人の言葉、表情、身振りなどから、できる限り本人の意思や思いを確認し、支援者間で共有しながら対応を進めていくことが必要となります。

また、虐待を受けた高齢者は、本来持っている生きる力や自信を失っている場合も多くみられます。高齢者が主体的に生きられるよう、生活全体への支援を意識しながら、高齢者が本来持っている力を引き出す関わりを行い（エンパワメント）、本人の自己決定を支援する視点が重要です。

○養護者の支援

在宅の虐待事案では、虐待している養護者を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。高齢者虐待の対応にあたっては、高齢者虐待防止法に「養護者支援」が明示されているように、虐待の実態や虐待者を明らかにして責めることや、本人と虐待者の分離を行うことが最終目的ではありません。高齢者の安全確保を最優先としつつ、養護者支援を意識することが必要です。養護者が障害や疾患、介護負担や生活上の課題を抱えており、それが虐待の要因になっているにもかかわらず、必要な支援に結びついていないような場合には、虐待を解消するために養護者支援に取り組むこととなります。

これら高齢者支援や養護者支援の取り組みは、関係者による積極的な働きかけや仲介によって信頼関係を構築しながら行うことが必要です。

また、高齢者虐待は、背景に長期にわたる人間関係のこじれがある場合など、その要因は複雑です。対応にあたって「虐待」という言葉を用いると、家族などが介入を拒否してしまう場合があるので注意が必要です。

○関係機関の連携・協力による対応と体制

高齢者虐待の発生には、家庭内での長年の人間関係や介護疲れ、障害に対する理解不足、金銭的要因など、いくつかの要因が複雑に影響している場合も多く、高齢者や養護者の生活を支援するためのさまざまな制度の活用や知識が必要となります。そのため、支援の各段階において、複数の関係機関が連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応します。

参考) 西宮市高齢者・障害者虐待防止ネットワークについて

虐待の防止や早期の対応を図るためには、関係機関との連携協力体制を構築しておくことが重要です。西宮市では、行政はもとより保健・医療・福祉の関係機関及び関係者が認識を共有して、密接な連携のもとに、虐待防止の取り組みの推進を図るため、西宮市高齢者・障害者虐待防止ネットワークを設置しています。

○個人情報の保護

情報提供、発見・通報、相談によって知り得た情報や通報者等に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）では、本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないことが義務付けられています。（第 16 条第 1 項、第 23 条第 1 項）

（市町村職員の守秘義務）

高齢者虐待防止法では、情報提供、発見・通報、相談を受けた場合、これらの情報提供等を受けた職員は、職務上知り得た事項であって当該情報提供等をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされており、情報提供等をした人を特定する情報について守秘義務が課せられています。（第 8 条）

また、事務を委託された機関の役員・職員に対しても、正当な理由なしに、委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない、情報提供等を受けた場合は、職務上知り得た事項であってこれら情報提供等をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされています。（第 17 条第 2 項）

（関係機関・関係者の守秘義務）

虐待事例に対する支援を検討する各種会議では、虐待を受けているおそれがある高齢者や養護者・家族の情報を支援者間で共有する必要がありますが、このときも個人情報を保護するための取扱いが必要です。

（個人情報保護法の例外規定）

個人情報保護法では、個人情報の第三者への提供を本人の同意なしに行うことを制限しています。しかし、利用目的による制限、第三者への提供の制限は、例外が認められています。

高齢者虐待の対応にあてはめると、①虐待の事実確認は高齢者虐待防止法第 9 条第 1 項に基づくものであること、②事実確認の目的は、高齢者の生命・身体・財産に対する危険からの救済であることなどから、高齢者虐待対応において、高齢者本人の同意なく、個人情報を取り扱うことや、第三者に情報提供することは認められることとなります。

参考) 利用目的による制限 (第 16 条第 3 項) 及び第三者提供の制限 (第 23 条第 1 項) の例外

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

○組織的に対応する

高齢者虐待の事案に対する対応は、担当者一人で行うことを避け組織的に行うことが必要です。相談や通報、届出を受けた場合は、西宮市高齢者虐待防止・対応マニュアルに基づき速やかに市・西宮市高齢者あんしん窓口（地域包括支援センター）・西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センターの三機関で情報共有を行い、緊急性の有無、事実確認の方法、支援・援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。さらに、事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保する観点から、複数の職員・機関で対応することが原則です。

3 関係機関の役割と責務

西宮市では市（生活支援課、法人指導課）、西宮市高齢者あんしん窓口（地域包括支援センター）、西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター（以下「権利擁護支援センター」という。）が虐待対応を行います。

1. 西宮市の役割と責務

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援について、市が第一義的に責任を持つことが規定されています。

また、市町村の果たす役割として、支援体制の整備、通報義務の広報啓発、通報を受けた場合の速やかな対応、適切な行政権限の行使等が求められています。

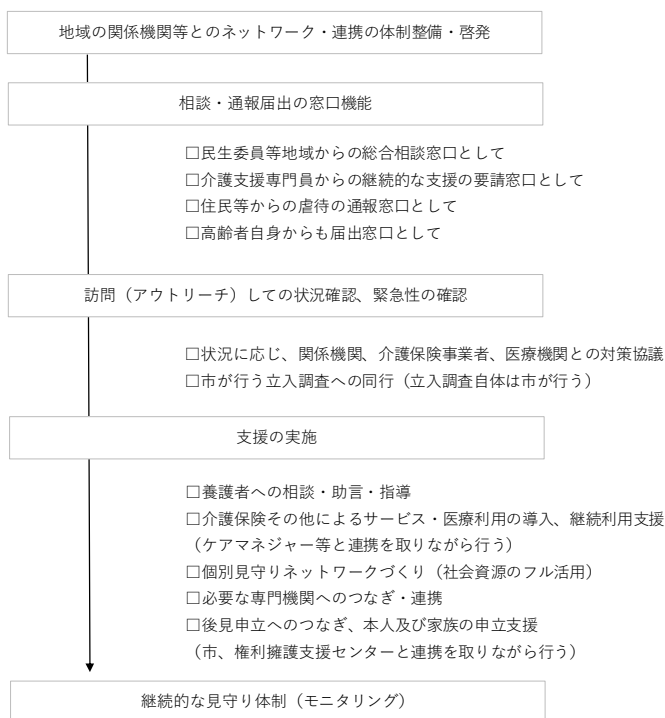
養護者による高齢者虐待対応は生活支援課、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応は法人指導課が行います。

2. 西宮市高齢者あんしん窓口（地域包括支援センター）の役割

養護者による高齢者虐待の対応の中核を担う機関として、市からの委託により高齢者及び養護者に対し相談・指導及び助言等を行います。

通報や届出の窓口となり、虐待の疑いがある、又は虐待が確認されたケースについて市や権利擁護支援センターと連携し、高齢者の安全確認及び事実確認のための調査や関係機関の紹介を行います。また、ケアマネジャーや介護サービス事業所等から対応について相談があった場合は、助言や支援を行います。

参考）虐待対応に関連した西宮市高齢者あんしん窓口（地域包括支援センター）の主な機能



3. 西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センターの役割

権利擁護支援センターは、地域での権利擁護支援を推進していくための中核的な役割・機能を担う拠点です。

権利擁護支援センターは、その機能として専門的支援機能、成年後見制度利用支援機能、ネットワーク推進機能を持ち合わせています。高齢者の状態や状況を踏まえて、その思いや必要な支援ニーズに対応するため、法律等の専門家、市、西宮市高齢者あんしん窓口（地域包括支援センター）・障害者総合相談支援センターにしのみやなど関係機関と連携・協働し、相互に役割を確認しながら支援を行っていきます。

高齢者の虐待案件においては、高齢者の権利侵害の状態の改善や適切な権利行使を支援するために虐待対応協力機関として関与します。具体的には虐待の有無や緊急性の判断、支援計画の立案等に対する助言、法的支援ニーズへの対応など、二次的相談・対応機関として、市・西宮市高齢者あんしん窓口と共に対応していきます。

○西宮市の養護者による虐待対応における各機関の基本的な役割分担 ※1

	◎・・・中心的な役割を担う ○・・・関与することを原則とする △・・・必要に応じてバックアップする	市	高齢者 あんしん 窓口	権利 擁護 支援 セン ター
ネットワーク	・高齢者虐待防止ネットワークの構築・運営	◎	○	
広報・啓発活動	・高齢者虐待に関する知識・理解の啓発 ・通報（努力）義務の周知 ・相談等窓口・高齢者虐待対応者の周知 ・専門的人材の確保	◎ ◎ ◎ ◎	○ ○ ○	◎
相談・通報・届出への対応	・相談、通報・届出の受付 ・相談への対応 （高齢者及び養護者への相談、指導及び助言） ・緊急性の判断	◎ △ ◎	◎ ◎ ○	○
事実確認・立入調査	・関係機関からの情報収集 ・訪問調査 ※2 ・立入調査 ・立入調査の際の警察署長への援助要請	○ ○ ◎ ◎	◎ ◎	○
支援・援助方針の決定	・虐待認定 ・支援方針等の決定 ・支援計画の作成	◎ ○ ○	○ ◎ ◎	○ ○ ○
支援の実施	・措置の実施 ・措置後の支援 ・市長による成年後見制度利用開始の審判の請求	◎ △ ◎	◎	

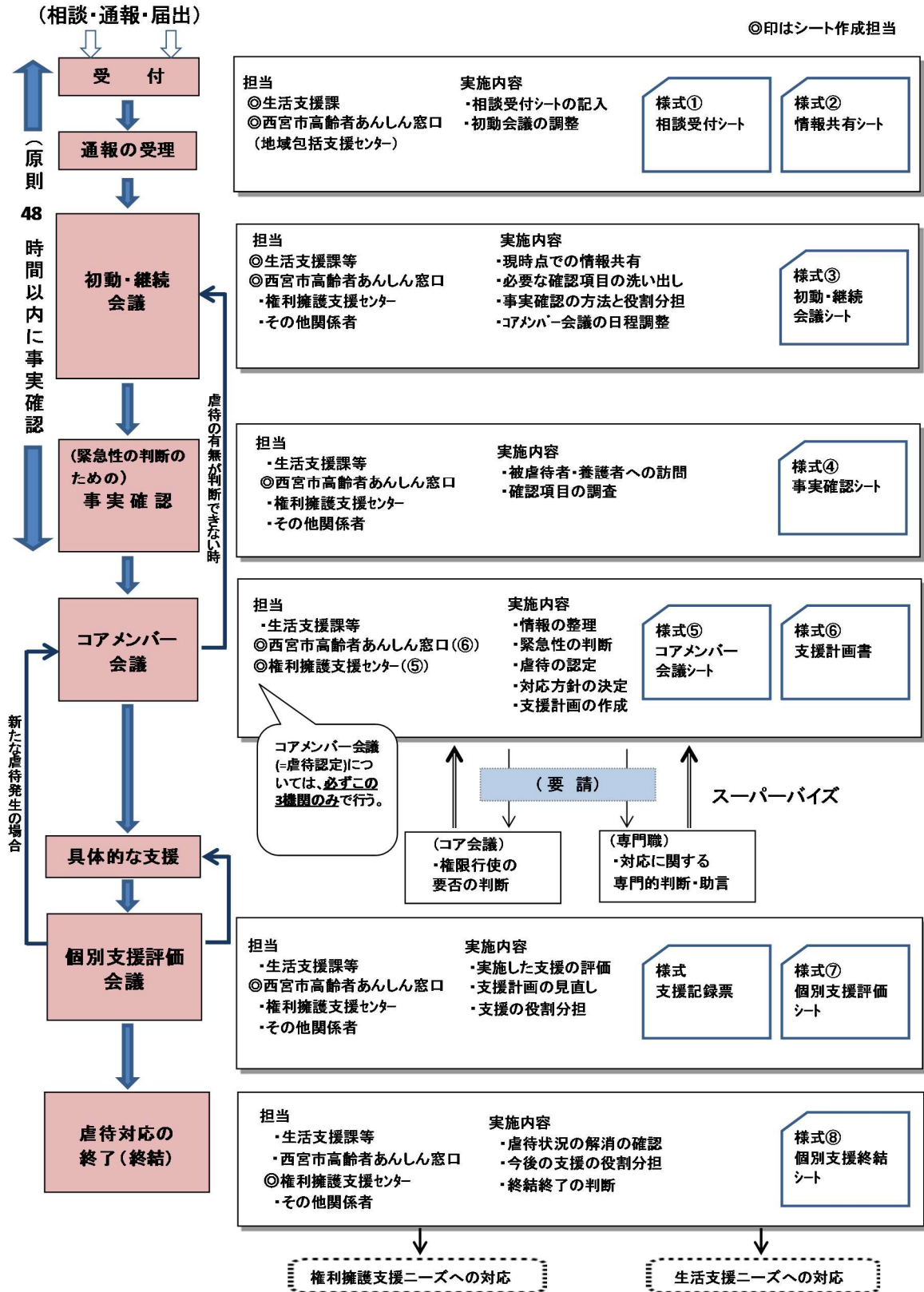
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、養護者への助言・相談及び指導 (介護保健事業所・医療機関との相談・調整含む) ・権利擁護支援（本人・親族による成年後見制度利用含む） 	△	◎	
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の評価（虐待終結の評価） ・支援の実施後のモニタリング 	◎ △	○ ◎	○

※1 基本は表のとおりであるが、状況に応じて協議を行い役割分担する。

※2 訪問調査において、市は主に虐待認定の判断、行政権限行使の必要性の観点から訪問を行う。
西宮市高齢者あんしん窓口は虐待対応における事実確認のために訪問を行う。
権利擁護支援センターは虐待対応の際の専門的アドバイスを行うために訪問を行う。

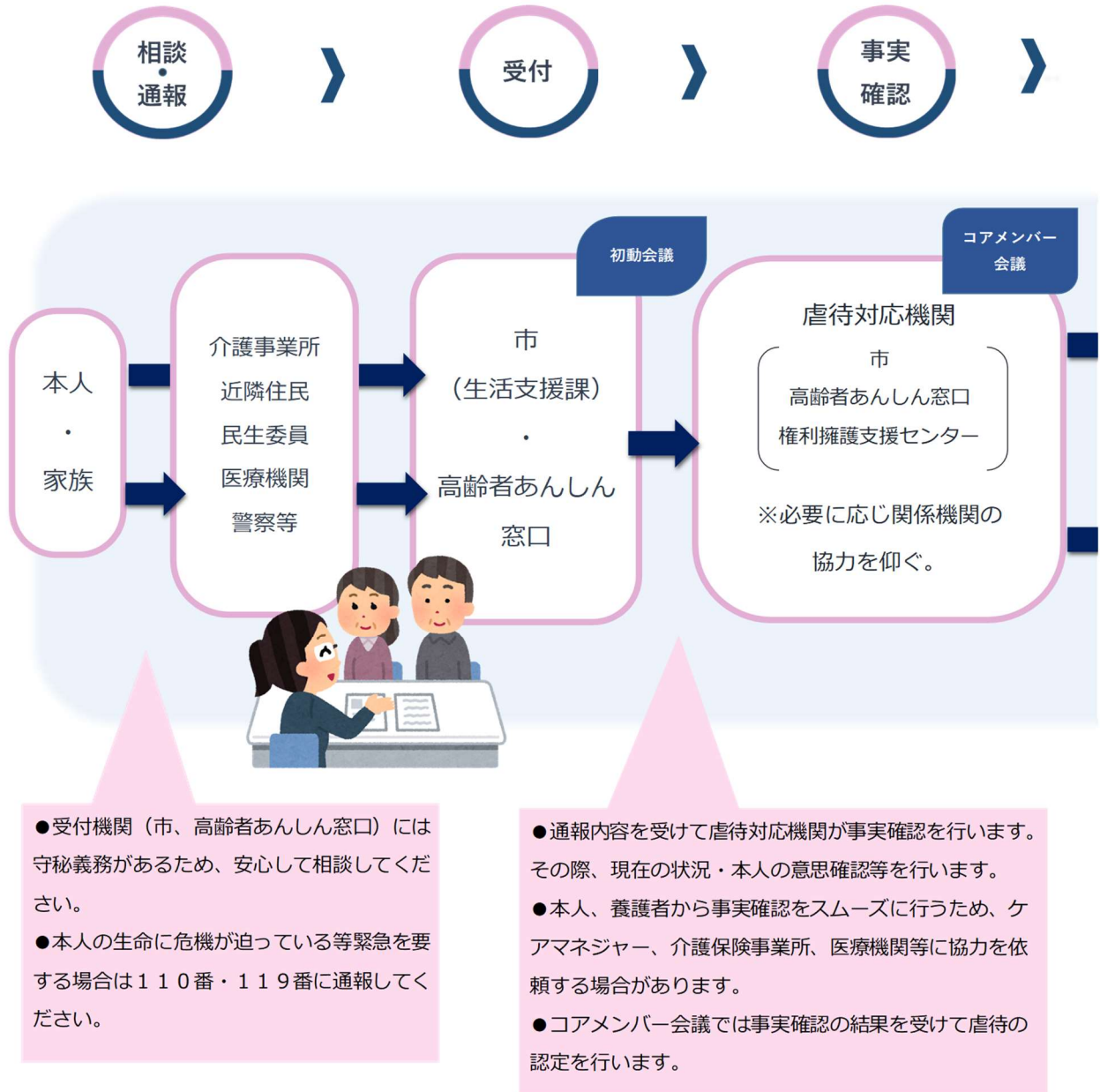
第Ⅱ部 養護者による 高齢者虐待の防止と対応

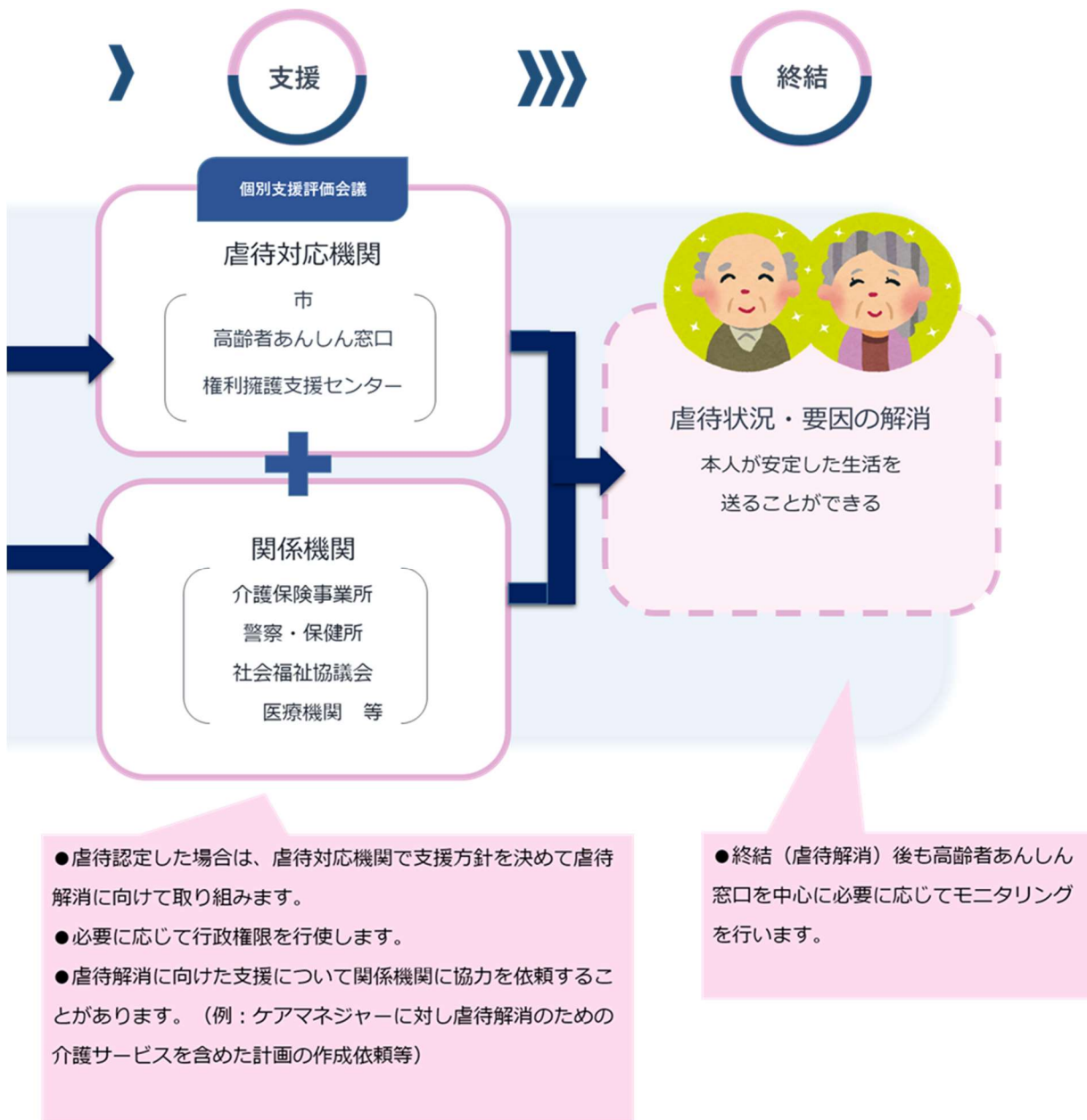
西宮市高齢者虐待対応フロー



1 養護者による高齢者虐待の対応プロセス

○養護者による高齢者虐待対応の流れ（高齢者支援に関わる方向け）





1. 高齢者虐待の未然防止、早期発見

高齢者虐待発生リスク要因の例として、下表があげられます。これらは高齢者や養護者、家族の生活状況や虐待のリスクを見極めるための重要な指標となります。

高齢者や養護者の心身や生活状況を見極めながら、適切かつ積極的な支援・見守り・支援機関の紹介等を行うことで高齢者虐待の発生を未然に防ぐことができます。

○虐待が起きる各々の背景

高齢者	養護者	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・加齢や怪我によるADL（日常生活自立度）の低下 ・認知症の発症・悪化 ・パワレス状態（無気力状態） ・疾病・障害がある ・要介護状態 ・判断力の低下、金銭の管理能力の低下 ・言語コミュニケーション機能の低下 ・過去からの養護者との人間関係の悪さ・希薄・孤立 ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・養護者との依存関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・パワレス状態（無気力状態） ・介護や家事に慣れていない ・収入不安定、無職 ・金銭の管理能力がない ・借金、浪費癖がある ・依存症（アルコール・ギャンブル等） ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ ・性格的な偏り ・相談者がいない ・認知症に関する知識がない（高齢・障害に対する無理解） ・介護負担による心身、経済的なストレス ・養護者自身の疾病・障害 ・介護や介護負担のためのサービスを知らない ・親族関係からの孤立 	<ul style="list-style-type: none"> ・親族関係の悪さ、孤立 ・家族の力関係の変化（主要人物の死亡など） ・介護の押し付け ・暴力の世代間・家族間連鎖 ・家屋の老朽化、不衛生 ・近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・人通りの少ない環境 ・地域特有の風習・ならわし ・高齢者に対する差別意識 ・認知症や疾病、障害に対する偏見

○主な支援機関

高齢者の方の総合相談窓口	
西宮市高齢者あんしん窓口安井（地域包括支援センター）	0798-37-1870
西宮市高齢者あんしん窓口今津南（地域包括支援センター）	0798-32-1702
西宮市高齢者あんしん窓口浜脇（地域包括支援センター）	0798-35-2440
西宮市高齢者あんしん窓口西宮浜（地域包括支援センター）	0798-32-6064
西宮市高齢者あんしん窓口小松（地域包括支援センター）	0798-45-7810
西宮市高齢者あんしん窓口高須（地域包括支援センター）	0798-44-4505
西宮市高齢者あんしん窓口浜甲子園（地域包括支援センター）	0798-42-3530
西宮市高齢者あんしん窓口上甲子園（地域包括支援センター）	0798-38-6031
西宮市高齢者あんしん窓口深津（地域包括支援センター）	0798-64-0050
西宮市高齢者あんしん窓口瓦木（地域包括支援センター）	0798-68-2702
西宮市高齢者あんしん窓口甲山（地域包括支援センター）	0798-71-9904
西宮市高齢者あんしん窓口甲武（地域包括支援センター）	0798-54-8883
西宮市高齢者あんしん窓口甲東（地域包括支援センター）	0798-57-5280
西宮市高齢者あんしん窓口塩瀬（地域包括支援センター）	0797-63-3320
西宮市高齢者あんしん窓口山口（地域包括支援センター）	078-903-0525
成年後見制度に関する相談窓口	
西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター （成年後見制度に関する相談）	0798-37-0024
日常的な金銭管理について不安がある方の相談窓口	
西宮市社会福祉協議会 （日常生活自立支援事業、日常的な金銭管理支援等に関する相談）	0798-37-0023
精神障害・依存症のある人に関する相談窓口	
中央保健福祉センター	0798-35-3310

北口保健福祉センター	0798-64-5097
鳴尾保健福祉センター	0798-42-6630
塩瀬保健福祉センター	0797-61-1766
山口保健福祉センター	078-904-3160
介護保険に関する相談窓口	
西宮市高齢介護課	0798-35-3313 (資格) 0798-35-3133 (介護認定)
障害のある人の福祉に関する相談窓口	
西宮市生活支援課	0798-35-3130
障害者総合相談支援センターにしのみや	0798-37-1300 078-903-1920 (北部窓口)
西宮市障害者就労生活支援センター「アイビー」	0798-22-2725
生活保護に関する相談窓口	
西宮市厚生課	0798-35-3056
生活、経済的自立に関する相談支援窓口（現金給付ではなく相談・支援の提供）	
ソーシャルスポット西宮よりそい	0798-31-0199
西宮市くらし相談センターつむぎ	0798-23-1031
認知症に関する相談窓口	
各地域の西宮市高齢者あんしん窓口	
その他市民生活に関する相談窓口	
市民相談課	0798-35-3100

○高齢者虐待の早期発見

高齢者、養護者の様子の変化、取り巻く環境など広く目を向けることが早期発見につながります。虐待（高齢者が苦痛に感じている）ではないか？と感じたら、次の高齢者虐待チェックリストを活用してみてください（チェックリストは一例です。気になることがあればまずは相談してください）。



○虐待チェックリスト（虐待のサイン）

身体的	<input type="checkbox"/> 身体に小さなキズが頻繁にみられる。
	<input type="checkbox"/> 太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。
	<input type="checkbox"/> 頭、顔、頭皮等にキズがある。
	<input type="checkbox"/> 臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
	<input type="checkbox"/> 急におびえたり、恐ろしがったりする。
	<input type="checkbox"/> 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
	<input type="checkbox"/> キズやあざの説明のつじつまが合わない。
	<input type="checkbox"/> 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。話す内容が変化し、つじつまが合わない。
放棄・放任	<input type="checkbox"/> 居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
	<input type="checkbox"/> 部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
	<input type="checkbox"/> 寝具や衣類が汚れたままの場合が多くなる。
	<input type="checkbox"/> かなりのじょくそう（褥創）ができてきている。
	<input type="checkbox"/> 身体からかなりの異臭がするようになってきている。
	<input type="checkbox"/> 適度な食事を準備されていない。不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
	<input type="checkbox"/> 栄養失調の状態にある。
	<input type="checkbox"/> 疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。
心理的	<input type="checkbox"/> 高齢者本人が必要とする介護サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない。
	<input type="checkbox"/> 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
	<input type="checkbox"/> 身体を萎縮させる。
	<input type="checkbox"/> おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
性的	<input type="checkbox"/> 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
	<input type="checkbox"/> 体重が不自然に増えたり、減ったりする。
	<input type="checkbox"/> 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
経済的	<input type="checkbox"/> 肛門や性器からの出血やキズがみられる。
	<input type="checkbox"/> 生殖器の痛み、かゆみを訴える。
	<input type="checkbox"/> 年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
	<input type="checkbox"/> 経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
養護者態度	<input type="checkbox"/> お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
	<input type="checkbox"/> 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。
	<input type="checkbox"/> 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
	<input type="checkbox"/> 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
	<input type="checkbox"/> 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
	<input type="checkbox"/> 高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
	<input type="checkbox"/> 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
<input type="checkbox"/> 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。	
<input type="checkbox"/> 保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。	

2. 相談、通報及び届出の受付

高齢者虐待（疑いを含む）を発見した時

- まずは相談してみてください。
- 自分一人で抱え込まないでください。
- 通報や届出をした人の情報は守られます。
- 高齢者、養護者の虐待に対する自覚は問いません。
- 対応の記録（いつ、どこで、誰が、何を、写真等）を残してください（可能な範囲）。

養護者による（家庭での）高齢者虐待に関する

相談の窓口は、

西宮市生活支援課

【0798-35-3175、休日、時間外（17：30-9：00）は市役所代表番号 0798-35-3151】

お住まいの地域の

西宮市高齢者あんしん窓口

（地域包括支援センター）

【連絡先P.17参照、月～土、9：00-17：00】

緊急を要する時は110番、119番に通報してください。

○養護者による高齢者虐待対応の流れ（虐待対応機関向け）

市若しくは西宮市高齢者あんしん窓口（地域包括支援センター）が虐待通報の受付を行います。西宮市高齢者あんしん窓口で通報を受付した場合は速やかに市に連絡します。情報収集や緊急対応の要否の判断については、市が中心となり行います。

また、相談受付シート（様式①）、情報共有シート（様式②）を作成し、関係機関で情報共有を行います。

通報等の受付及びその後に把握・確認する事項

- 通報等の受付（虐待の状況、通報者の情報などの確認）
- 高齢者や養護者に関する情報収集
- 緊急対応の要否の判断
- 関係機関との情報共有

1) 通報等の受付

高齢者虐待に関する相談や通報・届出を受けた職員は、以下のポイントを参考に、虐待の状況や高齢者・養護者等の状況、通報者の情報など可能な限り必要となる情報を聴取します。虐待という言葉を使わなくても、虐待が推測される場合がありますので注意が必要です。相談を聞いた担当者の単独の判断では虐待の疑いについて見逃しリスクを高めることになるので、受付機関の複数の職員で情報共有を行い、対応します。

ここでの的確な情報を把握することが、次の段階への判断の根拠になります。

<通報受付時のポイント>

①虐待の状況、高齢者や養護者の状況

- 「いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように、何回」など、虐待が疑われる具体的な内容や頻度を聞き取ります。
- 高齢者及び虐待を行っている養護者を特定し、通報者との関係についても確認します。さらに高齢者の現在の状態や生活状況、養護者に関する情報、高齢者と養護者の関係など、分かる範囲で具体的に聞き取ります。
- 通報者の主観的な意見や思いと客観的な事実を区別して聞き取ります。たとえば「通報者が〇〇と思う」「家族が〇〇を見たということヘルパーから通報者に伝えた」など、直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったかをあいまいに聞き取るのではなく、正確に情報を整理しながら聞き取りを行います。

②通報者の情報

- 通報者に対して再度確認が必要な場合もあるため、通報者の氏名や連絡先、連絡の可否や連絡方法などを確認しておきます。

③守秘義務

- 通報者の中には、虐待通報をしたことによって「逆恨みをされるのではないか」「人間関係が悪くなるのではないか」と不安に感じることがあります。高齢者虐待防止法には、通報内容は職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないと規定されており、市には守秘義務が課されていることを伝えます。また、相手の言った言葉を繰り返しながら確認を行うなど、通報者に安心して落ち着いて話してもらえるように配慮します。匿名による通報等の場合も、通報者に関する守秘義務によって通報者名が知られることはないことを伝え、通報等の内容の詳細を聞き取ります。

④通報者へのフィードバック

- 通報者から、通報受理後の経過や調査結果などの問い合わせがあることも考えられますが、守秘義務や個人情報保護、調査の確実性の確保の関係から、内容によってはお答えできない場合があることを伝えて理解を求めます。通報者には守秘義務がないため、虐待対応上の情報は慎重に取り扱う必要があります。

2) 高齢者や養護者に関する情報収集

通報を受けた後は、高齢者の基本情報、介護保険サービス等の利用状況や医療情報など、庁内関係部署から情報収集を行います。なお、聞き取りの際には通報者保護の観点を忘れないように慎重に対応します。

3) (本人の安全確保を目的とした) 緊急対応の要否の判断

通報等を受けた際の緊急対応の要否の判断は、必要に応じて、西宮市高齢者あんしん窓口、権利擁護支援センターに意見や助言を求めたうえで、市が中心となって行います。通報内容及び収集した情報、過去の通報や支援内容に関する情報等を確認したうえで、虐待リスクアセスメントシートを参考に、緊急対応を行うか否かを判断します。

特に差し迫った危険が予見される場合は即時の緊急対応を行います。緊急対応は虐待対応機関を中心に、ケアマネジャー等、福祉・医療関係者、親族等と協力して行います。あくまでも生命等への危険の有無に留意することとし、高齢者の特性及び背景などに関係なく対応することとなります。

緊急対応の際には措置を含めた保護、介護保険制度を利用した緊急的なショートステイサービスの利用、救急搬送、警察出動の必要性などを検討します。本人の安全確保を最優先とし、具体的な支援方針についてはその後の事実確認等を踏まえて判断します。

緊急対応を行わない場合でも迅速に初動会議を行ったうえで、原則 48 時間以内に直接訪問・目視により、高齢者の安全確認・事実確認を行います。

○虐待リスクアセスメントシート

レベルA	高齢者の状況	<input type="checkbox"/> すでに重大な結果が生じている。頭部外傷（血腫、骨折）、腹部外傷、意識混濁、重度の褥瘡、重い脱水症状、栄養失調、全身衰弱、強い自殺願望その他。 <input type="checkbox"/> 高齢者が明確に保護を求めている。 <input type="checkbox"/> 「殺される」「〇〇（養護者）が怖い」「何も食べていない」等の訴えがあり、実際にその兆候がみられる。 <input type="checkbox"/> 年金、預貯金等を搾取されたため電気、ガス、水道等がストップ、食料が底をついている。 <input type="checkbox"/> 自宅から締め出され、長時間戸外で過ごしていることにより心身状況の悪化がみられる。 <input type="checkbox"/> うめき声が聞こえる等の深刻な状況が予測される。
	養護者の状況	<input type="checkbox"/> 刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある。 <input type="checkbox"/> 「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがあり、切迫感がある。 <input type="checkbox"/> 暴力や世話の放棄を繰り返し、支援機関との接触・助言に応じないまま状況を悪化させている。
レベルB	高齢者の状況	<input type="checkbox"/> 今後重大な結果が生じるおそれの高い状態がみられる。頭部打撲、顔面打撲・腫張、不自然な内出血、やけど、刺し傷、きわめて非衛生的、回復状態がさまざまな傷、極端なおびえ、軽度の脱水、低栄養・低血糖の疑い、入退院の繰り返し。
	養護者の状況	<input type="checkbox"/> 高齢者に体調不良がみられても医療を受けさせず、そのままにしている。 <input type="checkbox"/> 介護サービス利用料を3か月以上滞納しており、支払う意思もみられない。
レベルC	高齢者の状況	<input type="checkbox"/> 介護度が高いが、相応の医療・介護を受けていない。 <input type="checkbox"/> 認知症・精神疾患による周辺症状が強く出ており、生活に支障をきたしている。徘徊・昼夜逆転・頻繁な訴え・異食・弄便・大声・不快音・嘔みつき・引っ掻き・蹴飛ばし等。 <input type="checkbox"/> 性格に偏りがあるため、養護者と不仲となり孤立した状態である。
	養護者の状況	<input type="checkbox"/> 精神疾患・アルコール依存症・知的障害等があるが、医療的管理をしていない。 <input type="checkbox"/> 高齢者の年金等を管理していることにより、高齢者自身の生活に何らかの支障を与えている。 <input type="checkbox"/> 高齢者に対し、日常的に冷淡・否定的な態度で接している。 <input type="checkbox"/> 介護疲れが激しく、苛立っている。 <input type="checkbox"/> 友人や親族等と疎遠で、相談相手がおらず孤独である。 <input type="checkbox"/> 激昂しやすく、感情のコントロールができない。

1項目以上該当ありの場合、高いレベルの条件に従い、支援を行う。

○レベルA：緊急分離・保護

○レベルB：分離・保護を検討

○レベルC：定期的な状況確認、分離保護の可能性の検討

参考) 埼玉県

※虐待リスクアセスメントシートはあくまでも保護・援助の必要性を判断するための手段であるため、これを機械的に適用するのではなく、そのほかの現在状況も踏まえ、必要な保護・援助を行います。

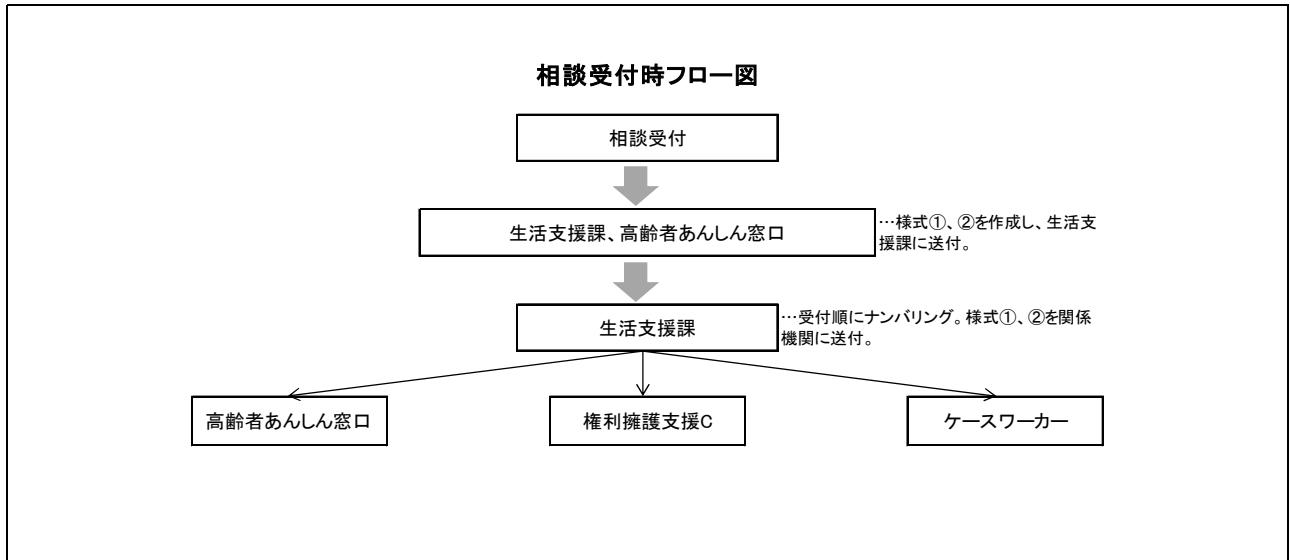
※時間外対応の体制整備について

高齢者虐待に関する通報などは平日の日中のみに寄せられるとは限らないため、休日・夜間でも迅速かつ適切に対応できる体制（時間外窓口、職員連絡網）を整備しています。高齢者の生命や身体等に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合は、緊急対応として、訪問等による状況把握や措置を含めた保護、救急搬送、警察出動要請などを検討します。この場合も組織的に緊急対応等の判断が適切に行えるように留意します。

また、緊急対応等を行わなかった場合については、翌開庁日以降に初動会議や事実確認を行っていきます。

4) 関係機関との情報共有

収集した情報は、個人情報保護法の例外規定（P.7 参照）のもと、虐待対応関係機関内で以下のとおり共有します。



3. 初動会議

初動会議では、情報共有したうえで事実確認の実施方法や役割分担を決めます。西宮市高齢者あんしん窓口、権利擁護支援センターで構成されるメンバーで行います。また、会議という名称になっていますが、緊急度合等により会議形式にとらわれずにさまざまな方法を検討し、合議で対応方針を決定します。初動・継続会議シート様式③に初動会議の内容を記載します。

初動会議で把握・確認する事項

- 情報共有（通報内容等の確認）
- 事実確認の方法（訪問、電話、立入など）、役割分担、予測されるリスクの確認
- コアメンバー会議の日程調整

1) 情報共有

関係機関全体で通報内容などの情報を共有し整理することで、高齢者や養護者の状況や課題を把握し、支援の方向性の統一につなげます。

2) 事実確認の方法、役割分担（※次ページ「4. 事実確認」のパートも参照してください。）

事実確認には、本人の安否確認と通報内容に関する確認、総合的な生活状況に関する情報収集などの意味があります。初動会議ではこれらを念頭に、高齢者や養護者に対して、誰が、どのように、どのタイミングでアプローチすることが適切かを検討し、事実確認の方法や役割分担を決めます。

事実確認は、他者からの伝え聞きや過去の記録による情報に基づくのではなく、複数人での直接訪問・目視が原則ですので、役割分担の際はその点に留意します。今後を見据えて、高齢者と養護者への対応は別々の担当者とする必要があることもあります。

また本人の安否確認の必要性、通報からの時間の経過具合、緊急度などを考慮し、早急に直接訪問が必要な場合も考えられます。初動会議では、何を情報収集・確認することが必要か、どのようなスケジュールで直接訪問を行うかをできる限り具体的に検討するようにします。さらに、具体的な訪問等による聞き取り場面を想定し、相手方に対する質問内容や話の展開方法、重点的に確認すべきポイント、予測されるリスクへの対応方法も含めて検討します。また、高齢者の安全や事実確認を行った後も、高齢者や養護者を取り巻く環境は常に変化することも想定されるため、必要に応じて複数回訪問し状況を確認することも検討します。

3) コアメンバー会議の日程調整

事案の緊急度合などを考慮したうえで、次回のコアメンバー会議の日程を迅速に調整します。

4. 事実確認

事実確認は、初動会議で決定した内容に沿って、予測されたリスクなどに留意しながら行います。前述しているとおり、事実確認は原則複数人が直接訪問・目視により行います。また通報から原則48時間以内に行うように留意します。事実確認結果は事実確認シート様式④に記載します。

事実確認で把握・確認する事項

- 安否確認（緊急性の判断）
- 虐待内容に関すること
- 総合的な生活状況に関すること
- 本人（や養護者）の意思確認

1) 安否確認

- 原則は訪問・目視により、本人の心身の状況、生活状況などの確認を行い、緊急性の見極めを行います。
- 通報等の内容から高齢者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

2) 虐待内容に関すること

- 通報受付のポイントと同様、「いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように、何回」など、虐待が疑われる状況が具体的・客観的に把握できるように情報収集します。
- 訪問の趣旨や目的、担当職員の身分や職務などに関する説明をします。虐待通報を受けての訪問と説明するか、虐待を理由とした訪問でなく、地域の見回り訪問、実態調査等自然な理由による訪問も検討します。必要に応じて、ケアマネジャーやヘルパーなどと一緒に訪問することも検討します。
- 養護者への聞き取りにあたっては、虐待状態の解消や適切な支援につなげていくことを念頭に、受容的な態度で接しながら信頼関係の構築に努めることが考えられます。一方、高齢者の安全確保の必要性がある場合などは毅然とした態度で接することも必要な場合があります。高齢者や養護者の特性を見極めながら、柔軟で有効なアプローチを検討します。
- 聞き取りは第三者がいる場所で行わなかったり、痣などを確認する場合は同性職員が対応したりするなど、高齢者や養護者の権利やプライバシーへは十分配慮を行います。また、本人の了解を得たうえで、確認事項の記録としてICレコーダーやカメラ、ビデオなどの使用も検討します。
- 聞き取りは、できる限り答えを誘導しないオープンな質問の仕方で行います。高齢者に対して聞き取り調査を行う場合は、質問を理解しやすい言葉に言いかえるといった工夫や、聞き取りの内容を把握する補助手段等の使用を検討します。

3) 総合的な生活状況に関すること

- 高齢者の身体状況や意思判断能力の程度、養護者の性格や思考パターンなどそれぞれの人物像

に加え住環境や経済状況など、虐待の事実だけではなくその背景要因も探ります。本人や養護者からだけでなく、ケアマネジャー、介護保険サービス事業所や、民生委員、医療機関など、多面的な情報収集に努めます。

- 本人や養護者、関係機関に聞き取りを行うときには、守秘義務が課されており、通報者や届出者を特定する情報を漏らしてはならないことに留意します。情報収集のために協力を依頼する場合、通報内容に関する情報提供が必要なこともありますが、その情報は慎重に取り扱います。
- 関係機関から情報収集する際、高齢者虐待に関する個人情報については、個人情報保護法の第三者提供の制限(同法第23条)の例外規定に該当すると解釈できる旨を説明します。
- 通報者が特定されないよう配慮しながら、どのような質問をして、話を展開するか、どこをポイントに確認するか、事前に検討しておきます。

4) 本人(や養護者)の意思確認

- 今後の支援の展開を考えた場合、「本人がどうしたいか」という意思確認も重要です。本人の意思確認が困難な場合もありますが、可能な限り本人の意思の把握に努めるようにします。

※介入拒否がある場合の対応

調査や支援に対して拒否的な態度をとる養護者等へのアプローチは、虐待に関する初期援助の中で最も難しい課題の一つであり、高齢者の安全確認ができない場合は、立入調査の実施も視野に入れながら、さまざまな関係者との連携協力のもとで対処する必要があります。

たとえば当該高齢者が介護保険サービス等を利用している場合には、ケアマネジャーや介護保険サービス事業所職員等から高齢者・養護者に対してアプローチすることが考えられます。また、養護者等と面識のある親族や知人、地域関係者等がいる場合には、それらの人に協力を仰ぐことも考えられます。

養護者等にとって抵抗感の少ない方法を優先的に検討し、それらの方法では安否の確認が困難な場合にはコアメンバー会議で立入調査(P.36参照)を検討する流れとなりますが、特に高齢者の生命や身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、養護者等の拒否的な態度にかかわらず積極的な介入が必要です。状況に応じて、その場で警察や消防へ通報することも必要です。

5. コアメンバー会議

コアメンバー会議は、市、西宮市高齢者あんしん窓口、権利擁護支援センターの三機関で協議します。会議では事実確認で収集した情報を整理し、事案の分析、緊急性や虐待の有無の判断を行います。必要に応じて、専門職（弁護士、学識経験者等）への助言要請や行政権限の行使のためのコア会議開催の要請を検討します。また、会議という名称になっていますが、緊急度合等により会議形式にとらわれずにさまざまな方法を検討し、合議で対応方針等を決定するようにします。初動・継続会議シート様式③及び事実確認シート様式④の確認結果を共有し、コアメンバー会議シート様式⑤を作成します。

コアメンバー会議で把握・確認する事項

- 事実確認の情報整理と事例分析
- 虐待の有無の判断
- 緊急性の判断
- 対応方針、支援計画の決定（各機関の役割分担） ※虐待認定した場合
- （必要に応じて）専門職への助言要請
- （必要に応じて）行政権限の行使の要請

1) 事実確認の情報整理と事例分析

事実確認により集めた情報を共有し、支援課題となっている事項を明確にします。虐待発生の背景等についても検討し、関係機関が共通認識を持つようにします。

2) 虐待の有無の判断

事実確認情報の整理や事例分析を通じて、本人の権利が侵害されている事実等に着目し、権利侵害の「継続性」や「一方性」「当事者解決性」といった視点も考慮しながら、総合的な判断のもと虐待の有無について市が判断します。なお、虐待の有無を判断する際は本人や養護者の虐待に対する自覚の有無は問いません。

① 虐待ありと判断

虐待と判断できる事実や本人の権利が侵害されている事実が確認された場合、虐待認定を行います。虐待認定を行った根拠をシートに記入し、併せて虐待状態の解消に向けた対応方針や支援計画書様式⑥（P. 31 参照）の作成を行います。

② 虐待なしと判断

虐待や権利侵害の事実が確認されなかった場合あるいは事実確認をすべてやり尽くしたがこれ以上の事実確認は不可能で虐待ありと結論付けることはできない場合、虐待なしと判断し、その根拠をシートに記入します。虐待なしと判断した場合であっても、関係機関が連携し、包括的・継続的ケアマネジメントを行ったり、適切なサービスを導入するなど、生活支援ニーズへの対応を検討します。また、権利擁護支援ニーズがある場合は権利擁護支援センターを中心に、その支援にあたります。通常の支援に移行した後の留意事項がある場合はシートに記入します。

③虐待の有無が判断できない場合

初動会議時に設定した事実確認項目の情報を収集できない、あるいは収集した情報が不十分なため、虐待かどうかの判断ができない場合は、再度、初動・継続会議シートを使って確認項目を設定し、期限と役割分担を明確にして事実確認を継続します。本人の生命や身体に危険性が高いと認められるが、介入拒否等に遭い、本人の安全が確認できない場合は、「立入調査」の可否を検討します。

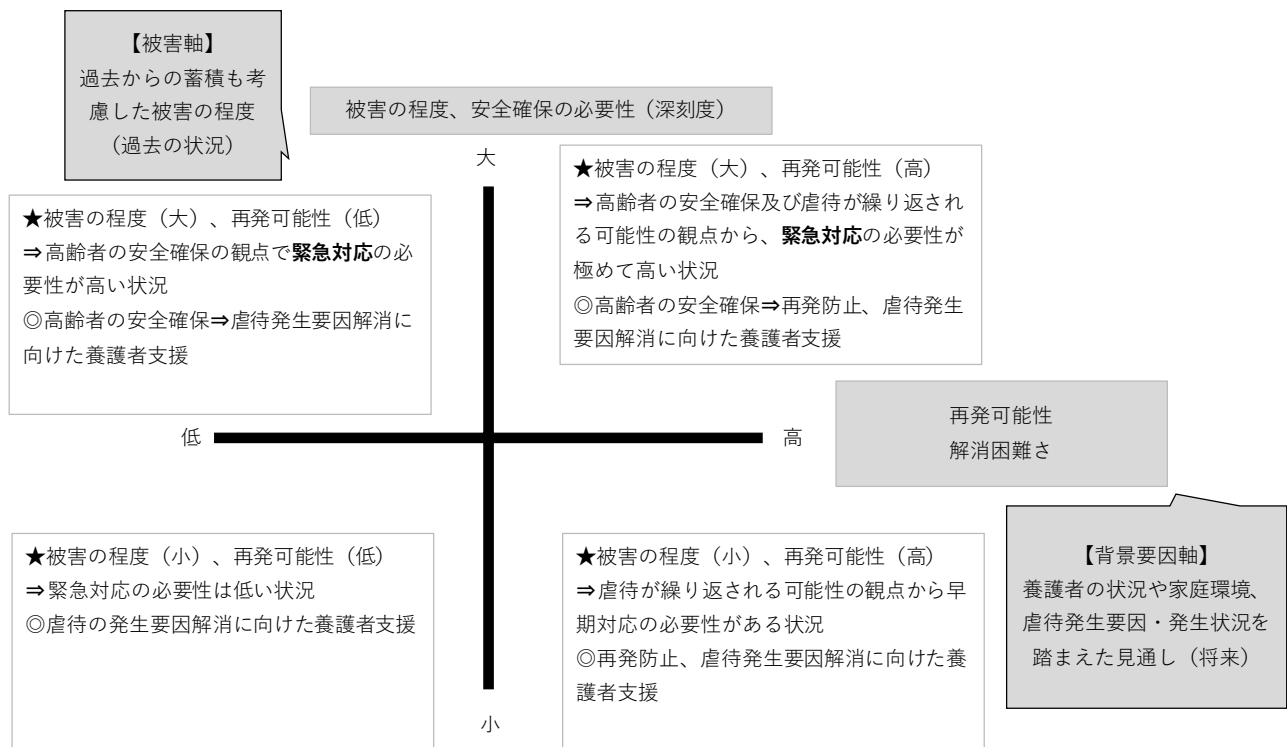
3) 緊急性の判断（分離保護の判断）

緊急性（分離保護の必要性）については、情報の整理・分析を通じて、本人や養護者の心身や生活状況、関係性、虐待被害の程度（深刻度）や頻度などをもとに、虐待対応の一連の流れの中で総合的に判断します。コアメンバー会議の三機関の協議では客観的で慎重な判断が求められます。

虐待の事実が確認できて（若しくは可能性が非常に高い）、高齢者の生命や身体等に重大な危険が生じるおそれがある場合や虐待が繰り返されている可能性があったり、意思疎通が可能である高齢者が保護を求めている場合など、状況によっては分離保護が必要になります。

また、緊急性ありと判断した場合はその根拠をコアメンバー会議シート様式⑤に記入しておきます。

参考) 緊急性判断の概念図



参考) 虐待被害の程度（深刻度）の区分例

	最重度	重度以上	中度以上	軽度以上
区分の 考え方	高齢者の生命が危険に晒されている、心身や生活が危機的状況にある	重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身に一定の被害・影響や、生活面で支障が生じている	高齢者の意思を無視した行為、介護者の都合によるケア等が行われている、軽度の被害・影響が生じている
身体	生命の危険、重大な後遺症が残るおそれのある行為（重度の火傷、骨折、頭部外傷、首絞め、揺さぶり、拘束、服薬等）	重大な健康被害（生命の危険はない程度の骨折、裂傷、火傷等）	打撲痕、擦過傷、皮下出血等が複数部位にある、繰り返し発生している、行動を制限する行為が繰り返し行われている	威嚇的な行為、乱暴な対応や扱い、強制的な行為がある、軽度の打撲痕や擦過傷、火傷等のケガがある
放棄	重篤な健康問題が生じている（重度の低栄養や脱水、褥瘡、肺炎等）	健康問題が生じている（軽度の脱水、低栄養状態、褥瘡等）、救急搬送を繰り返す、極めて不衛生な状態等	食事、排泄、入浴など必要なケアが受けられない状況が一定期間継続、必要な医療・介護サービスの拒否・利用制限等	一般的に食事、排泄、入浴などのケアが不十分な状態、高齢者の状態にあったケアがなされていない。
心理	著しい暴言や拒絶的な態度により、精神状態にゆがみが生じている、自傷行為、強い自殺念慮等がある、保護の訴え	生命や身体に危険を感じる威嚇や脅迫的行為（刃物等での脅し、自殺強要等）がある、高齢者本人から恐怖の訴え	暴言、威圧的態度、脅迫、無視、嫌がらせ等の行為が繰り返され、高齢者の自己効力感が低下している	高齢者の意思を無視した行為、侮辱暴言等がある
性的	望まない性行為、性感染症に至る、等	アダルトビデオ視聴など、わいせつな行為を強要される、性的な写真や動画の撮影、等	性的な言葉がけ、接触態度、強制的行為などが繰り返されている	性的な言葉がけや態度、強制的な行為など、高齢者が恥ずかしさや苦痛、不快感を感じる行為がある
経済	年金等の搾取等により収入源が途絶え、食事が摂れない、電気ガス水道が止められる、病院や入所施設等から退去させられる、財産の無断売却等	年金等の搾取等により、医療や介護サービス、家賃、光熱水費等の支払いが滞ったり、必要なお金が使えない、借金（負債）を背負わされる等	生活費や年金等の搾取が繰り返されている、金の無心等	本人の了承なく、年金や預金、財産等を管理されている、生活費や年金・預金、財産等を使われる等

※機械的にあてはめるのではなく、例を基準に判断します。

分離保護の方法としては、まずは契約による介護保険サービスの利用（短期入所、施設入所等）や親族宅への避難などを検討します。また、入院治療の必要性が高い場合は医療機関を受診し、医師の指示を仰ぎます。契約による介護保険サービスの利用が難しく、かつ身体や生命に重大な危険が生じているおそれがある（緊急性が高い）場合は、行政権限である「やむを得ない事由による措置」（P. 39 参照）による保護も検討します。本人が分離を望んでいなくても、本人の生命・身体の保護のため必要があれば、「やむを得ない事由による措置」をとることを躊躇すべきではありません。この場合、本人に対し、現在の虐待が生じている客観的状況を丁寧に示すことで、本人に保護の必要性の理解を促します。判断能力が低下している場合においても、本人が理解できるように促すことを心がけます。行政権限の行使については、行政内部におけるコア会議で決定します。（行政権限の行使等詳細についてはP. 36 以降参照）

○緊急性が高いと判断された場合の対応例

緊急対応が必要な状況	対応の流れ
状況把握が困難	虐待の疑いのある世帯へ、様々な工夫を凝らした事実確認を行うも、なお高齢者の生命や身体の安全を確認出来ない場合は、市が警察へ援助を要請する、「立入調査」の必要性を検討します。
高齢者若しくは養護者の入院や通院が必要	重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等により治療の必要性が高い場合、「医療機関を受診」し、医師の指示を仰ぎます。精神疾患等により、精神科病院への入院が必要な場合は、入院形態、入院に同意できる親族の存在の有無等について確認しながら支援を行います。
高齢者の保護が必要な場合	① 介護保険施設の契約によるサービス利用（緊急ショートステイの利用など） ② 転居・入所による安全確保 ③ 別居の家族や親族宅、友人宅、ホテルへの一時避難 ④ 養護老人ホームへの入所、ショートステイ ⑤ やむを得ない事由による措置 などの支援を行い、安全を確保します。
経済的に困窮している	生活保護相談・申請、各種減免手続を検討します。
食料の確保が出来ない	社会福祉協議会に連絡し、「フードバンク」の利用を検討します。

4) 支援計画書

虐待認定したケースについては、虐待状況の解消や再発防止に向けて、支援計画書を作成し、高齢者や養護者への具体的な支援・介入を実施していきます。支援計画書では、総合的な対応方針を設定したうえで、虐待状況の解消に向けた支援課題を明確にし、課題解決に向けた具体的な支援内容を検討するとともに、どの機関（担当）が、いつまでに、どのような優先順位で行うかも併せて決定します。

○対応方針の決定

本人がどのような生活を望んでいるかといった、本人の意思や希望をもとに、本人の心身の状態や生活状況あるいは養護者の状態像など、それまでに収集した情報を踏まえて、虐待状態の解消に向けた対応方針を決定します。

○課題解決に向けた支援内容や方法等の決定

設定した対応方針に基づき、高齢者や養護者、その他の家族などに対する支援課題を検討します。高齢者を取り巻く生活の全体像を見ながら、虐待状態につながっている課題を整理していきます。

支援課題に対しては、どのような状態になることが望ましいか（目標）、目標を達成するための支援内容や方法、役割分担を検討します。たとえば、高齢者本人への支援及び養護者への介護負担の軽減の観点から、介護保険サービス等の導入が有効に働く場合があります。養護者の負担感が大きい場合は短期入所（ショートステイ）や通所サービス、訪問介護（ヘルパー）などの利用を促したり、すでにサービスが入っている人については、サービスの種類や量の追加を含めたケアプランの見直しを行うことで、状況を改善できる場合があります。また、高齢者の心身の状態に応じた対応方法について正確で適切な知識を提供することも考えられます。そのほか、医療機関への受診が必要な場合には専門医の紹介、金銭管理などの支援が必要な場合には日常的な金銭管理サービスや成年後見制度の活用など、適切なサービス導入による支援を検討します。

さらに本人だけでなく、養護者や家族に障害などがあり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていないことで虐待につながることもあるため、養護者支援の視点も持ち合わせるようにします。

また、事案の緊急性、介入の糸口やタイミング、支援の手順などを協議し、優先順位も設定します。これらの設定した支援内容などの進捗状況を確認するタイミングとして、評価日（個別支援評価会議）も調整します。事案により緊急性が高い場合は、短い期間で評価日を調整して現状の共有を図ることを検討します。具体的な支援を行っていくうえで、起こりうる事態を見据えて、留意しておく点も併せて確認しておきます。

○高齢者虐待に関わる支援計画書とケアマネジャーの居宅サービス計画の関係

	作成者	位置づけ
支援計画	西宮市高齢者あんしん窓口 (虐待対応機関)	虐待事案に関わるすべての関係機関の計画と位置付けられます。虐待が解消し、生活が安定すれば終了することになります。 高齢者・養護者の同意を前提に作成されるとは限りません。あくまで、権利擁護のため作成されるものであり、高齢者や養護者の意思とは異なる方針が示されることもあります。
居宅サービス計画	担当ケアマネジャー	介護サービスをどのように利用していくか示す計画書です。 虐待が発生した場合、ケアマネジャーや介護

	<p>保険サービス事業所は、虐待解消のために介護負担軽減や生活支援を目標とした支援を組み込みますが、虐待に関係しない支援も計画に組み込むことになります。多くの場合、虐待が解消した後も利用者の生活のために支援を継続していくことになります。</p> <p>また、居宅介護支援や介護サービスは契約によって提供されているため、計画書を本人に交付し同意を得なければならないことになっています。よって内容の表現には十分注意する必要があります。</p>
--	---

参考) 尼崎市

※専門職への助言要請（スーパーバイズ/SV）について

虐待対応機関の判断・支援について、法律職等の専門職に助言を要請することができます。助言を要請する場合は、権利擁護支援センターに依頼し、専門職との相談日を設定します。

6. 個別支援評価会議

個別支援評価会議では、支援計画書で設定した目標や支援状況について確認を行い、虐待状態が解消したかどうかを評価します。各機関が役割分担して対応した事項について、会議で共有し、参加メンバーの合議のうえで評価を行います。個別評価シート様式⑦に評価結果を記載します。

1) 虐待が解消された場合

評価の結果、支援目標が達成され、虐待が解消したと判断した場合は、「7. 虐待対応の終結（終了）」へ移行します。

2) 虐待が解消されていない場合・新たな課題や虐待が発生した場合

- ① 支援内容の継続あるいは新たな支援ニーズ、計画変更の必要性を確認します。
- ② 対応方針及び支援課題の見直しを行います。
- ③ 支援内容・方法、役割の再検討を行います。
- ④ 新たな課題が発生した場合は個別支援評価シートの「新たな支援の必要性」に記入します。
- ⑤ 新たな虐待の疑いが発生した場合は個別支援評価シートの「新たな支援の必要性」にその内容を記入し、次に作成する支援計画書の「支援課題」「支援内容・方法」に事実確認の方法を記入し、支援と並行して事実確認を行います。次回の個別支援評価会議で虐待認定した場合は判断根拠を明確にするため、コアメンバー会議シートを再作成します。
- ⑥ 終結と判断されるまで、評価と支援計画の見直しを繰り返しながら支援を継続します。

7. 虐待対応の終結（終了）

1) 虐待対応の終結

虐待対応の終結とは、個別支援評価会議で、個別支援評価シートの支援目標が達成され、「支援を要する状況の確認」の6項目において虐待と認定された項目について、すべて「解消」と判断され、虐待の要因が除去されて、再発する可能性が低いこと及び高齢者が安定した生活を送るために必要な環境が整ったことを指します。虐待対応が終結しても支援が必要な状況が継続することがありますが、通常の支援として、生活支援や権利擁護支援等を行います。

終結となった事案については、個別支援終結シート様式⑧の「支援目標の達成状況」「終結の判断根拠」で今までの経過等を振り返りながら分析・検証を行い今後の支援に役立てます。

2) 虐待対応の終了

虐待対応の終了とは、虐待対応の途中で本人又は養護者の死亡や転出などの事由により、高齢者虐待防止法による介入の根拠がなくなった場合を指します。

終結（終了）した場合は本人等の支援目標の達成状況に加えて、終結（終了）した根拠を記載します（事実確認中に終了した案件ではコアメンバー会議シートの作成は不要です）。

終了となった事案についても、個別支援終結シート様式⑧を作成し、支援の経過の振り返りを行います。

3) 終結（終了）後の支援

終結（終了）後も様々な生活課題を抱えている場合があり、状況に応じて生活支援、権利擁護支援を継続して行うかどうかの検討が必要です。

① 介護保険制度を利用した支援・モニタリング（虐待が解消し、介護保険サービスを利用している）

介護保険サービスを利用することで生活課題の解決を図り、「ケアマネジャーを中心とした支援が継続できる状態である」と評価会議で判断した場合、虐待対応は終結となり、通常のケアマネジメントへ移行します。

ケアマネジャーや介護サービス提供者は安定した生活が継続できているかを見守り、支援が途切れないように西宮市高齢者あんしん窓口や関係機関と連携を図ります。

② 西宮市高齢者あんしん窓口を中心にモニタリング（虐待は解消しているが、介護保険サービスを利用していない）

介護保険サービスの利用がなくとも、「介護保険サービス以外の社会資源を活用するなどして、近隣者などが西宮市高齢者あんしん窓口と協力して見守りが継続できる状態である」と評価会議で判断した場合、虐待対応は終結となり、西宮市高齢者あんしん窓口を中心とするモニタリングへ移行します。

西宮市高齢者あんしん窓口は、虐待再発がなく安定した生活を送っているかどうか、定期的にモニタリングを行います。

③ 虐待ケースとしての対応終了（分離後、退院・退所の見込みが低い／高齢者や養護者の転居／高齢者や養護者の死亡）

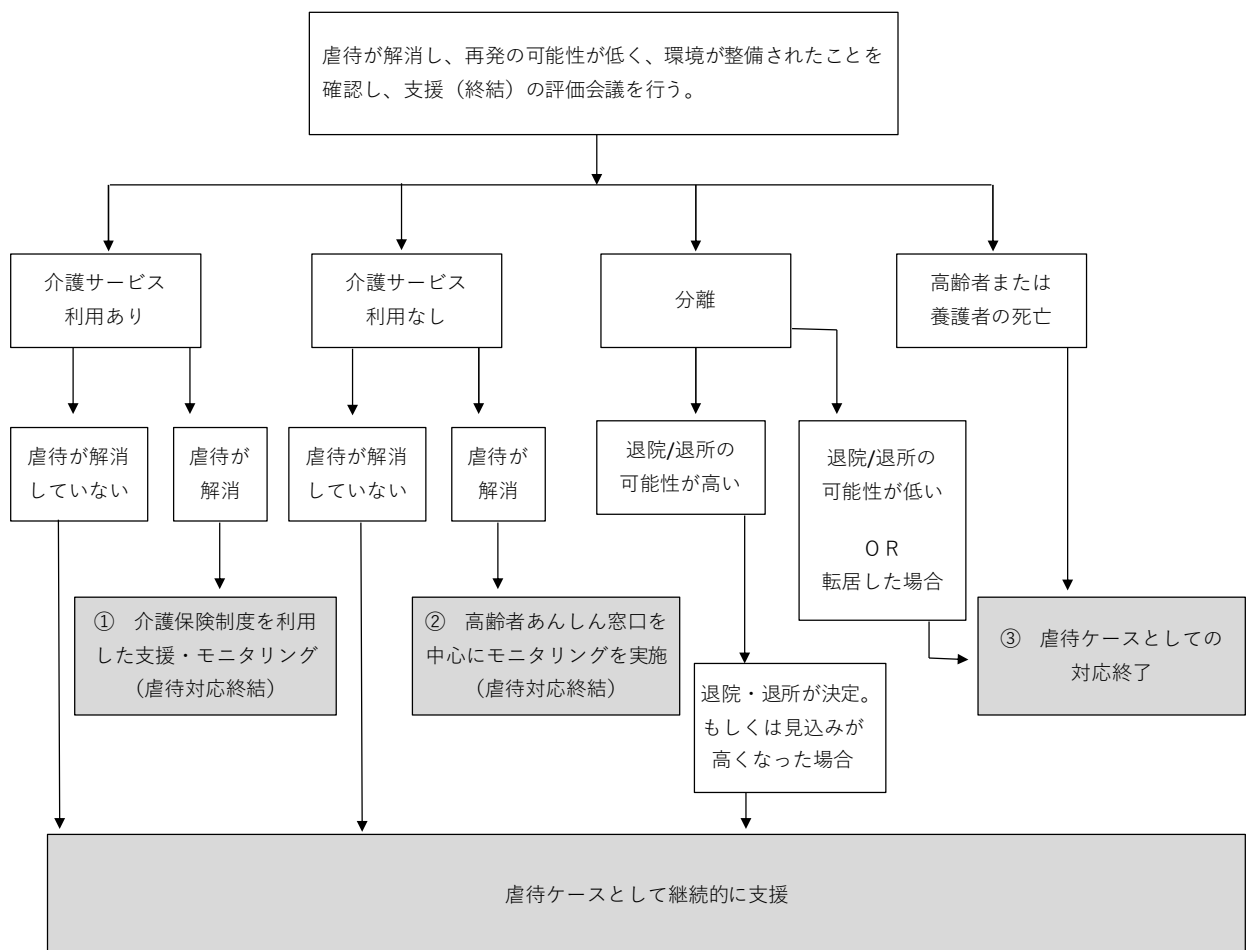
高齢者又は養護者が、長期入院、施設へ長期入所することで生活が安定し、虐待再発のおそれが極めて低くなった場合、虐待対応は終結となります。

退院・退所が決まった場合は必要に応じて、西宮市高齢者あんしん窓口を中心に地域ケア会議等を開催し、今後の支援体制を整えます。

高齢者又は養護者が別の住所に転居し分離状態となった場合、虐待が解消し、再発の可能性が低く、支援体制が整備されたことを確認できた時点で、虐待対応が終結となります。必要に応じて、転居先の地域包括支援センターに引き継ぎます。

高齢者若しくは養護者が亡くなった場合には、虐待対応は終了となります。また高齢者が亡くなった場合は支援についての振り返りを行います。

参考) 虐待終結時のフロー



2. 専門的な対応による支援について

1. 立入調査

高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市長は、担当部局の職員に、当該高齢者の住所や居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができます(第11条)。立入調査は市職員が行います。なお、正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処せられることとされています(第30条)。

1) 立入調査の要否の判断

当事者から本人の安否に関する情報を集めることができない場合であっても、関係者へのアプローチなどで必要な情報が収集できると判断したときは、その方法を優先します。しかし、さまざまな手段を尽くしてもコンタクトする手立てがなく、かつ高齢者の生命又は身体に危険性が高く、安否が気遣われるようなときには、立入調査権の行使を検討する必要があります。

立入調査の実施の判断は、行政内部にて市の管理職を含んだコア会議で行います。立入調査が必要と認められる状況とは以下に示すように、緊急性や重大性があるとともに、養護者の協力が得られない場合です。

<立入調査が必要と判断される状況の例>

- 高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理したりしていると判断される時。
- 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- 高齢者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されたりしているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものがないとき。
- 入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- 入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるような事態にあるとき。
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、高齢者の権利や福祉上問題があると推定されたりするにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき。

2) 立入調査の実施体制

予測される事態に備え、市の複数職員を選任します。また、担当職員を基本に、入院等の必要性を的確に判断できる医療職の同行も有効です。

＜警察との連携＞

市は、立入調査の際には高齢者の生命又は身体の安全確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に、所轄の警察署長に対し援助を求めなければならないとされています（第12条）。立入調査を行う際に養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど、市の職員だけでは職務執行することが困難で、警察の援助が必要である場合には、所轄の警察署長あてに「高齢者虐待事案に係る援助依頼書（P.38参照）」を提出し、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行うようにします。

＜保健所との連携＞

養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所等と連携します。事前の情報によっては入院を要する事態も想定し、精神保健指定医による診察や入院先の確保などの手配をあらかじめ行っておく必要があります。養護者や家族と関わりのある親族等に同行や立会いを求めることも有効な場合があります。ただし、いずれの場合でも事前に周到な打ち合わせを行い、種々の事態を想定した柔軟な役割分担を決めておくことが必要となります。

3) 立入調査の実施

立入調査については、養護者等に事前に知らせる必要はありません。立入調査の際には身分証明書を携帯し、法律に基づいた行政行為であること、立入調査の目的や確認事項、立入調査権を発動した理由を説明し、冷静に対応するようにします。

＜緊急保護の判断＞

高齢者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、怯えの有無などを観察するとともに、できれば同行の医療職による診断的チェックを受けることが望ましいと考えられます。高齢者から話を聞ける場合には、養護者から離れた場所で聴取することを検討します。高齢者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、高齢者本人の同意を得たうえで写真等の活用を含めて記録しておきます。高齢者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子など総合的に判断して、高齢者の生命や身体に関わる危険が大きいときには、緊急入院ややむを得ない事由による措置を通じて、緊急に高齢者と養護者を分離しなければならないことを伝え、養護者の意思に反する場合であっても実行に踏み切ることが必要です。

緊急に高齢者と養護者を分離する必要性が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったことを伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。なお、緊急の対応が不要になったとしても、高齢者及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりを持つことが必要となります。各機関におけるサービスの説明や、何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、支援につなげやすくします。

4) 立入調査の留意点

立入調査には、実施上の制約があることを踏まえたうえで、立入調査の要否や方法、警察等関係機関への援助依頼のタイミングや内容等を判断する必要があります。例えば、養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律の規定が

ない以上、これをできるとは解されていません。立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではなく、あらかじめ立入調査を執行するための準備（出入りする時間帯をチェックする、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる等）を綿密に行うことが必要です。

参考）高齢者虐待事案に係る援助依頼書

高齢者虐待事案に係る援助依頼書 警察署長 殿 西宮市長 ○ ○ ○ ○		第 号 年 月 日
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。		
依頼事項	日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
	場 所	
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他 ()
高齢者	(ふりがな) 氏 名	□ 男 ・ □ 女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	電 話	() - 番
	職 業 等	
養護者等	(ふりがな) 氏 名	□ 男 ・ □ 女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	電 話	() - 番
	職 業 等	
虐待の状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容	
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由		
警察の援助を必要とする理由		
担当者・連絡先	所属・役職	氏 名
	電話 () - 番 内線	携帯電話 - 番

2. やむを得ない事由による措置

生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくことと重大な結果を招くことが予測されると判断された場合には、迅速かつ的確な対応が必要となります。こうした場合、当該高齢者の安全確保が最重要ですので、養護者の意向にかかわらず、必要に応じて警察への通報や緊急的な保護について検討します。また、本人が分離を望んでいなくても、本人の生命・身体の保護のため必要があれば、「やむを得ない事由による措置」をとることを躊躇すべきではありません。この場合、本人に対し、現在の虐待が生じている客観的状況を丁寧に示すことで、本人に保護の必要性の理解を促します。判断能力が低下している場合においても、本人が理解できるよう促すことを心がけます。

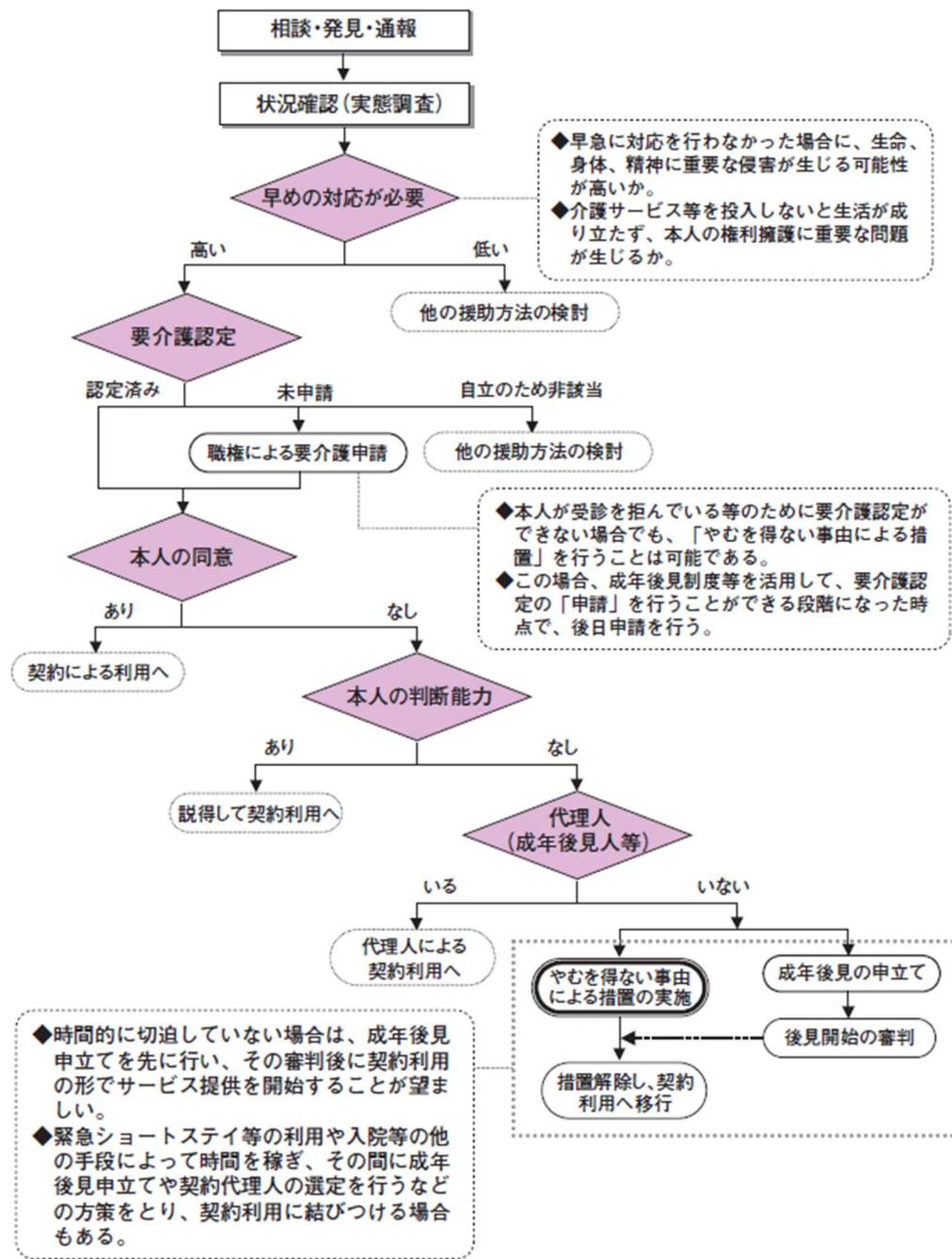
1) やむを得ない事由による措置の要否の判断

契約に基づいたサービスの利用により保護・分離を優先的に活用すべきですが、一手法として、高齢者虐待防止法に基づく市長による「やむを得ない事由による措置」があります。やむを得ない事由による措置とは、やむを得ない事由によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な場合や虐待から保護される必要があると認められる場合に、市長が職権により介護保険サービスを利用させることができるというものです（別紙要綱集「西宮市やむを得ない事由による措置要綱」参照）。その判断は担当者個人ではなく、市としての決定であることが重要です。そのため、管理職を含んだコア会議で判断します。

高齢者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、適切に介護保険サービス、老人短期入所施設等への入所等の措置を講じることが規定されています（高齢者虐待防止法第9条第2項、老人福祉法第11条第1項第2号）。

また、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の運営基準によって定員の遵守が定められていますが、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではないとされていること、やむを得ない事由による措置による委託を受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならないと定められていることについても説明し、協力を要請します。

○やむを得ない事由による措置活用検討フロー図



参考) 東京都高齢者虐待対応マニュアル

2) 虐待を受けた高齢者の措置のために必要な居室の確保

市は、養護者による虐待を受けた高齢者について、やむを得ない事由による措置を適用し、本人を分離保護する必要があると判断した場合を想定し、居室を確保しておく必要があります。また養護者が本人を連れ戻しに来ることが予測される場合に備えて、他市と連携するなど広域で居室を確保しなければなりません。さらに高齢者の状態に応じたさまざまな種類の居室の確保も必要となります。

※事業者が措置の委託を受けた場合、正当な理由なくこれを拒むことはできません（老人福祉法第20条）。

※定員超過の場合の取扱いについて

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはなりません。やむを得ない事由による措置により施設に入所させることで、定員を超過する場合はこの限りではありません（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第25条（平成11年厚生省令第39条））。

また、介護報酬の取扱いとして、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が高齢者虐待に係る高齢者を入所させた場合には、定員を超過した場合でも減算の対象にはなりません。

3) 養護者への告知

やむを得ない事由による措置の決定がされた場合、次のような内容を養護者に対して告知します。
例)

- ・措置入所の実施の事実
- ・不服申し立て権について
- ・高齢者への面会方法及び面会制限に関する注意
- ・市町村の担当者名、連絡先

4) 面会の制限

高齢者虐待防止法では、やむを得ない事由による措置がとられた場合、市は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、養護者と高齢者の面会を制限することができるとされています（第13条）。

面会制限の検討が必要と思われる例を以下に示します。

- 養護者と面会することで高齢者の生命・身体に危害が及ぶおそれがある。
- 養護者の現在の状況がわからず、養護者の面談等により状況の確認が終了するまでの期間を面会制限する。
- 高齢者が養護者との面会を希望していない。
- 養護者が高齢者を施設・事業所から連れ出すおそれがある。

①面会要望に対する基本的な対応

やむを得ない事由による措置を実施する場合は、保護先を秘匿することがほとんどですが、虐待を行っていた養護者から高齢者への面会申し出があった場合には、本人の意思や心身の状況、養護者と面会することによる弊害や危険性など、総合的に検討し、市が判断します。判断の際は高齢者の安全を最優先とします。面会できる状態と判断した場合であっても、職員が同席する、面会後に家に連れて帰らないことを約束する、養護者に居所を知らせていない場合は本人の居所でないところで面会するなど、状況に応じた対応が必要です。

②施設側の対応について

虐待を事由にして「やむを得ない措置」を行う場合、養護者から施設等に直接面会の要望があつ

た場合の対応として、市は施設等に対して、面会の可否の判断は行わずに市に相談するよう指示しておきます。また、措置の継続中は、市と施設等とは定期的に協議を行い、高齢者や養護者の状況と面会希望時の対応を確認しておきます。

※契約入所や入院等の場合

契約による施設入所や入院した場合については、高齢者虐待防止法では面会の制限に関する規定は設けられていません。しかし、このような場合であっても、養護者と面会することによって高齢者の心身の安全や権利が脅かされると判断される場合には、市は養護者に対して高齢者が面会できる状況にないことを伝え、説得するなどの方法で面会を制限することが必要となります。また、施設長・管理者が、施設内の高齢者の安全を守るという施設管理権の一環として、面会制限を求める場合もあります。

③面会制限の解除について

高齢者の意思や心身状況、養護者の態度等から、養護者と面会することによる危険性や弊害も考慮し、総合的に検討することが必要です。

5) 措置後の対応

措置によって高齢者を保護したことで、虐待対応が終了するわけではありません。措置は高齢者と養護者の生活を支援する過程における手段の一つと捉え、高齢者が安心して生活できるようになることを最終的な目標とすることが重要です。

＜高齢者のフォロー＞

保護された高齢者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになるので、高齢者に対する精神的な支援は非常に重要です。また、高齢者が特に介護の必要がなく自立している場合などには、高齢者施設の環境になじめないことも予想されます。可能な限り高齢者本人の意思を尊重するとともに、経済状態や親族等の協力度合いを把握しながら、高齢者が安心して生活できる居所を確保するための支援が重要となります。

＜虐待者のフォロー＞

家庭に残された養護者や家族の中には、精神的な支えを失って日常生活に支障をきたす場合や高齢者の年金で生活していたため生活に困窮する場合があります。養護者に対しても、保護した高齢者と同様に精神的な面などでフォローが必要です。また、虐待者からのクレームや苦情などについても一定の方針をもって対応します。

6) 措置の解除

措置により施設に一時入所した高齢者の措置が解除される場合としては、以下の例が考えられます。

①家庭へ戻る場合

関係機関からの支援によって養護者や家族の状況が改善し、高齢者が家庭で生活することが可能と判断される場合です。ただし、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関による高齢者や養護者等への手厚いフォローが必要と考えられますので、継続的に支援を行うことが必要です。

②介護保険サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合

養護者等からの虐待や無視の状況から離脱し、要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約が可能になった場合や、成年後見制度等に基づき、本人を代理する補助人等によって要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約が可能になった場合等。

3. 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力の不十分な人（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）を保護するための制度です。虐待を受けている高齢者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。高齢者虐待防止法には、老人福祉法第32条により、適切に市町村長による成年後見制度の利用開始の審判請求（以下、「市長申立」という。）を行うことが定められています（第9条第2項）。

高齢者虐待対応においては、主に介護放棄・放任、経済的虐待を受けている高齢者の生活・権利を守るために活用が検討されます。

○法定後見制度

判断能力の程度に応じて補助、保佐、後見の類型があります。精神上的障害（認知症・知的障害・精神障害等）により判断能力が不十分な人は「補助」、精神上的障害により判断能力が著しく不十分な人は「保佐」、精神上的障害により常に判断能力を欠く状態にある人は「後見」となります。

これらの類型に応じてそれぞれ保護する人を補助人、保佐人、成年後見人といい、本人若しくは4親等内の親族、そのほか市長村長等の申立により家庭裁判所が選任します。成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人等から選任されます。後見人等には本人の権利行使や保護を支援するための法的な権限として、①同意権・取消権（後見人等の同意なしに行った本人の法律行為を取消（無効）にする権限）と②代理権（後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限）が与えられています。

参考) 成年後見制度の類型など

名称	法定後見制度 (判断能力が不十分な人)			任意後見制度 (判断能力のある人)
	後見	保佐	補助	任意後見
対象者 (利用者本人)	日常生活で判断能力が常に欠けている状態の人	日常生活で判断能力が著しく不十分な人	日常生活で判断能力が不十分な人	判断能力がある人
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
仕事の内容	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護
代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人との契約で定めた行為
同意権 取消権	日常生活に関する行為以外のすべての行為 (取消権のみ)	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	なし

○西宮市成年後見制度利用支援事業

①市長申立

法定後見の申立は、原則、本人・配偶者・4親等内の親族等が行いますが、申立人になれる者がいない（と思われる）場合、市長による申立が検討されます。対象者は認知症等の状態にあるため、日常生活を営むのに支障がある者、家族等による虐待又は無視を受けている者若しくはそのおそれのある者等です。市長申立を行うにあたっては、基本的には2親等内の親族の意思を確認すれば足りる取扱いになっています。ただし、申立の意思のある3親等又は4親等の親族の存在が明らかである場合には、市長申立は行いません。なお、虐待等の場合で2親等内の親族が申立に反対する場合も考えられます。そのような場合には、本人の保護を図るため、市長申立が必要となる場合があります（別紙要綱集「西宮市成年後見制度利用支援事業市長申立に関する取扱要綱」参照）。

②報酬等の助成

生活保護受給者若しくは活用できる資産等が乏しい者に対して、申立及び登記に係る収入印紙代、郵便切手代、鑑定費用料その他申立に係る費用及び成年後見人等に対する報酬の助成を行っています（別紙要綱集「西宮市成年後見制度利用支援事業申立に係る費用及び後見人等の報酬助成実施要綱」参照）。

参考) 成年後見制度利用促進法

平成28年4月、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が議員立法により成立し、同年5月に施行されました。

同法に基づき、政府においては、平成29年3月、成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定しました。同計画は、「財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視する等、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」「福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制及びチームを支える地域連携ネットワークの構築とその運営の中核となる機関を整備する、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」をポイントとしています。この計画に基づいて、市町村は成年後見制度利用促進計画を策定し、都道府県においては人材の育成や必要な助言を行い、成年後見制度の利用促進を図ることとされています。

4. 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）では、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行います。本事業の対象となるのは、福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的な金銭管理などについては自分の判断で適切に行うことが難しいが、契約書や支援計画書の内容を理解することはできる方です。契約までの相談・訪問は無料ですが、契約後の生活支援員による援助は有料になります。

【窓口】社会福祉法人西宮市社会福祉協議会（0798-37-0023）

5. その他の高齢者支援

○住民基本台帳の閲覧等の不当利用の防止

虐待を受けた高齢者が、虐待した養護者から身を守るために転居した場合、養護者やその知人が住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して被害者の住所を探し、再び虐待に及ぶ危険が考えられる場合があります。

その場合、虐待被害者からの申し出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は拒否されます。また、第三者からの請求については、加害者のなりすましや加害者からの依頼による閲覧等を防止するため、本人確認や請求事由の審査がより厳格に行われます。虐待被害者の保護を図る観点から、これらの措置をとることが考えられます。

○年金搾取等の事実確認のための年金個人情報の確認

養護者等が高齢者の年金を管理し、経済的虐待に及んでいることが考えられる場合、年金の引き出し履歴を確認して虐待の事実を把握したり、振り込み口座を変更し、高齢者の年金を保護する等の対応が必要な場合が考えられます。

年金に関する個人情報は、プライバシー性が非常に高いことから、その目的外利用・提供は行政機関個人情報保護法よりも厳しく制限されており、他の行政機関等への年金個人情報の提供は、政府管掌年金事業に関連する事務や明らかに本人の利益となる場合等に限られています。しかし、平成26年10月施行の政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律により、年金詐取や介護放棄等の虐待を受けているおそれのある事案に関して、以下の厚生労働省令で定める事務の遂行に必要な場合、年金個人情報を提供できることになりました。

<厚生労働省令で定める事務>

- ・事実関係の把握

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第9条第1項・第19条

- ・福祉の措置（措置にあたって所得の把握が必要）

身体高齢者福祉法第18条

知的高齢者福祉法第15条の4・第16条第1項

- ・後見開始等の審判の請求（審判にあたって所得の把握が必要）

精神保健及び精神高齢者福祉に関する法律第51条の11の2

知的高齢者福祉法第28条

※本人に意思能力があり同意を得ることができる場合には、年金個人情報の提供はその同意による。

○年金個人情報の秘密保持の手続

日本年金機構では、配偶者からの暴力（DV）被害者のうち、婦人相談所や福祉事務所等にある配偶者暴力相談支援センターが発行するDV被害者の保護に関する証明書又は裁判所が発行する保護命令に係る書類、住民基本台帳事務における支援措置申出書の写しを所持する者については、本人の希望があれば、年金記録を含む個人情報について他者の閲覧を防止する取り組み（以下、「秘密保持の手続」という。）を行ってきました。

平成27年7月からは、DV被害者以外の人々からも秘密保持の手続を希望する声が年金事務所

に寄せられていることに鑑み、DV被害者に準ずる者についても同様の取り扱いが開始されました。新たな対象者は、暴力や財産の不当な搾取等の虐待を受けているため、保護や支援を受けている又は過去に受けていたことが支援機関等により証明されている者が該当します。たとえば、親からの暴力を受けているため避難をしており、住所を親に隠す必要がある子どもや、老齢・障害基礎年金を家族等から不当に搾取されているといった経済的虐待を受けている高齢者や障害者です。

秘密保持の手続による対応内容は、①基礎年金番号を別の番号に変更する、②本人又は法定代理人以外の者が委任状を持参して来訪したとしても個人情報に関する回答及び手続を行わないというものです。

日本年金機構では、秘密保持の手続の要件として、支援機関等による証明書の提出を求めているため、保護を求める虐待被害者等が市に対して支援機関等の証明書発行の要請を行った場合は、保護や支援を受けている又は過去に受けていた旨の証明を行うなどの対応を行うことが必要です。

○マイナンバー制度における不開示措置について

マイナンバー制度においては、平成29年7月18日より、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会又は情報提供（以下、「情報連携」という。）及びマイナポータル[※]の試行運用を開始しています。

マイナポータルでは、情報連携が行われた記録の表示、行政機関等の保有する自らの個人番号を含む個人情報の表示、行政機関等からのお知らせの受け取りや表示の機能を実装していますが、DV・虐待等の被害者（DV・虐待等のおそれがある者を含む。以下、「DV・虐待等被害者」という。）の住所や居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定やお知らせを送る対象から除外する措置（以下「不開示措置」という。）を行うことができます。

1. 不開示措置の設定が必要と想定されるケース

①DV・虐待等被害者の行う行政手続により情報連携を行うケース

②加害者がDV・虐待等被害者の代理人である（※）又はDV・虐待等被害者がマイナンバーカード（以下、「カード」という。）を置いたまま避難しているケース

※マイナポータルにおいて代理人に設定されている場合や加害者が法定代理人となる場合も含む。

2. DV・虐待等被害者に取っていただきたい対応

(1) 住民票を移しているか否かにかかわらず、避難先の各行政機関等においてマイナンバーを提出して最初に手続を行う際、避難に至った状況を説明のうえ、不開示措置を講じるよう申し出るようにする。DV・虐待等被害者の心身の機能や判断能力の著しい低下等により自ら申し出る又は代理人による対応も困難な場合には、申請等の際にマイナンバーを記載するか否かにかかわらず、当該被害者の支援を行う者から申し出るようにする。

(2) カードを置いたまま避難している場合には、カードの停止の連絡のほか、必要な場合にはマイナンバーの変更やカードの再交付の申請を行うようにする。

(3) 必要に応じて、マイナポータルの利用者フォルダ（アカウント）の削除を行うようにする。

また、加害者を代理人設定している場合には、当該設定の解除を行う。アカウントの削除や

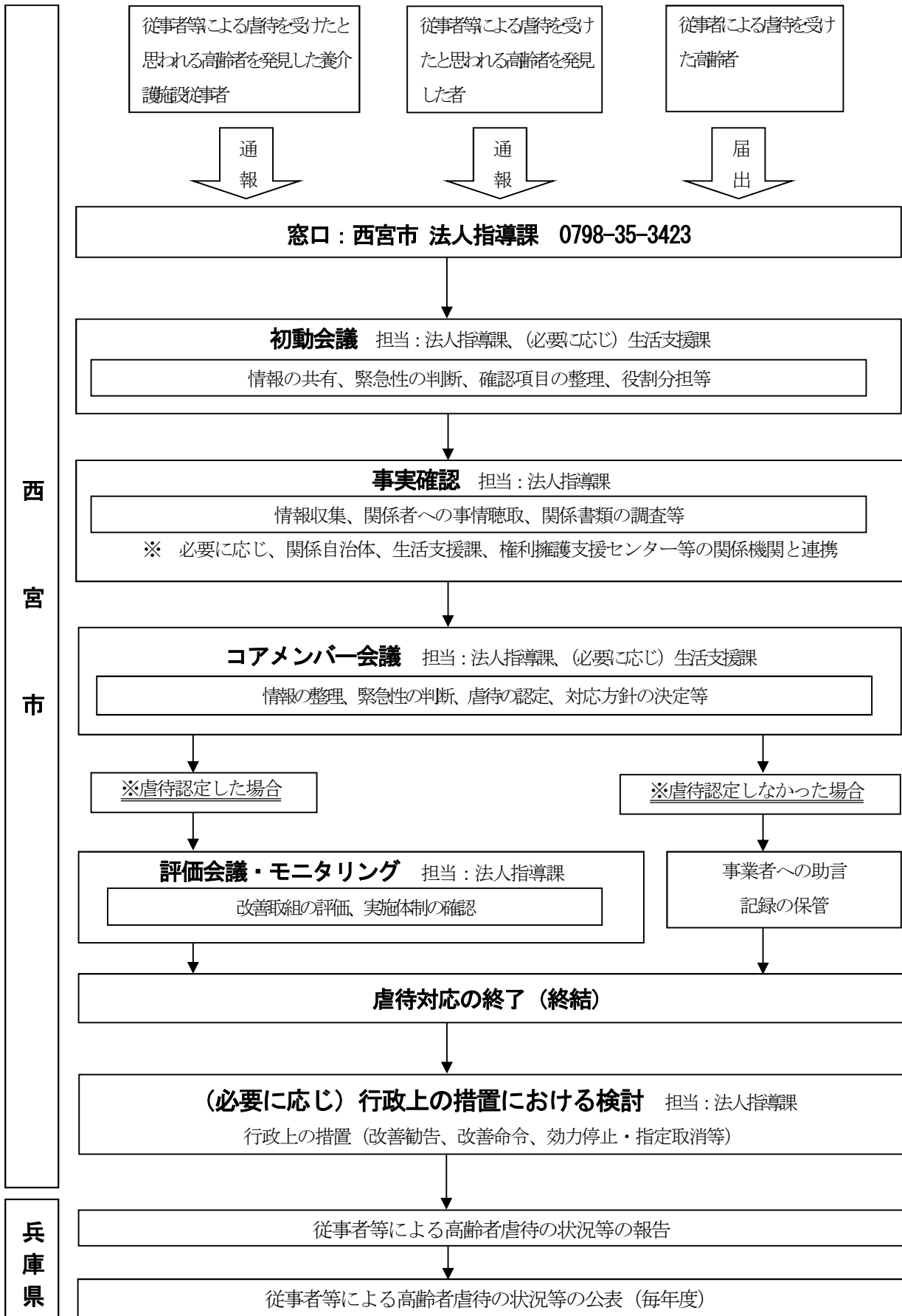
代理人設定の解除のためには、カードを使用してマイナポータルにログインする必要があるため、カードを置いたまま避難している場合には、(2)の対応を併せて取る必要があることに留意する。なお、こうした手続等が完了するまでの間は、不開示措置により対応することが可能である。

○財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

財産上の不当取引（養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引）により被害を受けた高齢者を発見した場合は高齢者虐待防止法第27条に基づき、西宮消費生活センターを紹介する等行う。

第Ⅲ部 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止と対応

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応フロー



1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

1. 定義・概略

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉・介護サービス業務に従事する者による高齢者虐待の防止についても規定されています（第2条、第20～25条）。

高齢者虐待防止法に規定されている「養介護施設」、「養介護事業」、「養介護施設従事者等」の範囲は以下のとおりであり、介護保険施設等の入所施設や介護保険居宅サービス事業者など、老人福祉法や介護保険法で規定されている高齢者向け福祉・介護サービスの業務に従事する職員すべてが対象となります。

※上記に該当しない施設等における高齢者虐待については、提供しているサービス等に鑑み「現に養護する者」と考えられる場合、「養護者による虐待」として対応することになります。

なお、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）については、「高齢者」とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用されます（第2条第6項）。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事するすべての者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業所 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

2. 養介護施設等について

1) 養介護施設等の設置者等の責務

高齢者虐待防止法では、養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者の責務として、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずることが定められています（第20条）。

また、養介護施設等の運営基準では、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じなければならないと定められました。具体的には次の措置を指すものとされています（令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日より義務化されます）。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ②虐待の防止のための指針を整備すること
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

2) 管理職・職員の研修、資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、何よりもまず高齢者の人権の尊重や高齢者虐待の問題について、管理職、職員が自ら高い意識を持つことが必要です。また、職員各人が支援技術を高め、組織としてもノウハウを共有することが不可欠です。

自治体を実施する、高齢者虐待防止・権利擁護に関する研修は、養介護施設等の管理者等を対象として、高齢者虐待防止の基礎知識や高齢者の権利擁護に関する意識啓発、虐待防止委員会の設置等の具体的な虐待防止の体制づくり、身体拘束や行動制限を廃止するための具体的な取り組み等、養介護施設等における高齢者虐待の防止と対応を学ぶ機会を提供するものです。

自治体においては、養介護施設等の管理者等の研修受講状況を把握し、受講していない場合は積極的な受講勧奨を行う等、未受講をなくす取り組みが期待されます。

また、自治体が行う高齢者虐待防止研修を受講した職員が、勤務する施設・事業所の職員に対して伝達研修を行うことを推奨することにより、施設・事業所の職員に研修内容を普及することができます。研修受講者に伝達研修の実施時期などを報告させることにより実施状況を把握することで、確実な普及啓発に努めます。

養介護施設等においては、定期的な高齢者虐待防止や支援技術向上に関する研修を実施するとともに、各種研修会に職員を参加させる等により職員の資質の向上に努めることが必要です。

虐待を防止するためには、実際に支援にあたる職員だけでなく管理者も含めた事業所全体での取り組みが重要です。管理者が率先して高齢者の人権の保持に向けて行動し、職員と共に、風通しが良く、働きがいのある職場となるよう環境を整えていくことが必要です。

3) 個別支援の推進

数多くの高齢者が養介護事業に係るサービスを利用しているため、個々の利用者への配慮よりも管理的な運営に傾きがちな状況があります。こうした運営は利用者にとっても職員にとってもストレスの原因となるものであり、特に入所型の事業において、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生する危険が潜んでいます。

入浴、排せつ、更衣等の介助においては、勤務シフトや業務内容の分担の工夫などにより、可能な限り同性介助ができる体制を整える必要があります。利用している高齢者一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境をつくることが養介護施設従事者等に求められています。そのために、それぞれの事業所では個々の利用者への総合的な支援の方針や生活全般の質を向上させるための課題等を記載したサービス計画を作成します。サービス計画に基づいて事業所職員はサー

ビスを提供し、計画作成担当者は計画の実施状況を把握して、必要に応じて見直します。

利用者一人ひとりに対して、その個々のニーズに応じた個別的な支援を日々実践することが、虐待という重大な人権侵害事案を防止することにつながります。

4) 開かれた施設運営の推進

養介護施設は、入所している高齢者の居住の場でもあるため、ともすると閉じられた場になりやすいという側面があります。内部の習慣的な行動が外部から乖離していく危険性をはらんでいるとともに、虐待防止に向けた各種取り組みが形式的なものになり、虐待事案が発生した場合も発見されにくい土壌ともなり得ます。このため、地域に開かれた施設運営をしていくことが重要です。

地域の住民やボランティア、実習生等多くの人々が施設に関わることによって、職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。また、他施設との職員交流、利用者の個別支援に関する事例検討に外部の専門家からコンサルテーションを受ける機会を設ける等、外部の目や援助が入る機会を増やすことが虐待防止につながります。さらに、サービス評価（自己評価、第三者評価等）の導入も積極的に検討することが大切です。

5) 実効性のある苦情処理体制の構築

高齢者虐待防止法では、養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者に対して、サービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずることが規定されています（第20条）。また、養介護事業に係るサービス事業所等においては、苦情相談窓口を設置する等必要な措置を講ずべきことが運営基準等にも規定されています。サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図る等、苦情処理のための取り組みを効果的なものとしていくことも大切です。

6) 指導監査等による確認

自治体は、養介護施設等の指導監査において、報告書類のチェックだけでなく施設内巡回の時間をなるべく多く確保し、利用者の様子や職員の対応、同性介助について可能な限り配慮されているか等について観察したり、幹部職員のみならず現場の職員からも聴き取りを行う等、実質的なチェックになるよう心がけることが求められます。

また、自治体は介護支援専門員が養介護施設等の利用者についてモニタリングを行った際に、気になった点があればすぐに介護支援専門員から情報提供を受けられるよう連携体制を構築しておくことが望ましいと考えられます。

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応プロセス

1. 相談、通報及び届出の受付

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、速やかに市町村へ通報するよう通報義務等を規定しています（第21条）。

養介護施設従事者等による虐待を発見した場合の通報等については下記のとおり規定しています。

養介護施設・養介護事業所（以下、「養介護施設等」という。）は、職員に対し虐待防止教育を実施するだけでなく、虐待発見時の通報義務があることを周知しなければなりません。また、通報の際、相談者が虐待という言葉を使わないことがあることに留意が必要です。利用者の外傷等の事故報告書から、虐待の疑いを見逃さないことが重要です。

	発見者等	状況	市への通報など
①	養介護施設従事者等	当該養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合	通報しなければならない
②	養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者	当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合	通報しなければならない
③	養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者		通報するように努めなければならない
④	養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者		届け出ることができる

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報窓口は法人指導課となります。通報を受理した場合の情報収集や緊急対応の要否の判断は、市が中心となり行います。

1) 通報等の受付、高齢者に関する情報収集、緊急対応の要否の判断、関係機関との情報共有

養介護施設従事者等による虐待に関する通報等の内容について、迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

そのため、通報等を受けた職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが養介護施設従事者等による高齢者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

通報等の受付及びその後に把握・確認する事項

- 通報等の受付（虐待の状況、通報者の情報などの確認）
- 高齢者に関する情報収集
- 緊急対応の要否の判断
- 関係機関との情報共有

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口での対応が適切と判断できる場合には適切な相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

2) 高齢者の居所と家族等の住所地が異なる場合

高齢者が入所している養介護施設等の所在地と通報等を行った家族等の住所地が異なる場合、通報等がどちらの市町村に寄せられるかは予測できません。通報等への対応は、養介護施設等の所在地の市町村が行うこととし、家族等がいる市町村に通報がなされた場合には速やかに養介護施設所在地の市町村に引き継ぐようにします。

※その際、必要な情報を通報者等から確認し、その他高齢者に関する基本情報と併せて養介護施設等が所在する市町村へ情報提供を行うことが必要であり、関係する市町村間での適切な連携が重要です。

施設に入所している高齢者が住民票を移していない場合にも、通報等への対応は施設所在地の市町村が行います。

3) 相談・通報等受理後の対応

基本的には「第Ⅱ部 養護者による高齢者虐待への防止と対応」の場合と同様です。P.20「2. 相談、通報及び届出の受付」のポイントに沿って、聞き取りを行います。

4) 通報者の保護

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。養介護施設従事者等が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認にあたってはそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に配慮することが必要です（第23条）。

5) 通報等による不利益取り扱いの禁止

高齢者虐待防止法では、

①刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（第21条第6項）

②養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないこと（第21条第7項）

が規定されています。こうした規定は、養介護施設等における高齢者虐待の事案を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるもの（※）を除くこととされています。

高齢者虐待の事実もないのに故意に虚偽の通報をした場合には、そもそも第21条第1項から第3項までに規定する「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者」について通報したことにはなりません。したがって、通報が「虚偽であるもの」については、「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者」に関する通報による不利益取り扱いの禁止等を規定する第21条第6項及び第7項が適用されないこととなります。

（※）「過失によるもの」

「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。

したがって、例えば、虐待を現認したうえでの通報でなければ過失ありとされるのではなく、虐待があると信じたことについて一応の合理性があれば過失は存在しないと解されます。

一応の合理性とは、具体的には、高齢者の状態や様子、虐待したと考えられる施設従事者の行動、様子などから、虐待があったと合理的に考えられることを指します。

虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。

なお、公益通報者保護法でも、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業者外部に対して所定の要件を満たして（例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たすことが必要です。）公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

■公益通報者に対する保護規定

①解雇の無効

②その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

養介護施設等の管理者や養介護施設従事者等に対して、このような通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在を周知し、啓発に努めることが必要です。

2. 初動会議

初動会議では、情報共有したうえで、事実確認の実施方法、役割分担を決めます。法人指導課が主となり、必要に応じて生活支援課と連携します。また、会議という名称になっていますが、緊急度合等により会議形式にとらわれずにさまざまな方法を検討し、合議で対応方針等を決定します。

初動会議で把握・確認する事項

- 情報共有（通報内容等の確認）
- 事実確認の方法（訪問、電話、立入など）、役割分担、予測されるリスクの確認
- 施設従事者等から報告を求める事項の確認
- コアメンバー会議の日程調整

1) 初動会議での確認事項

基本的には「第Ⅱ部 養護者による高齢者虐待への防止と対応」の場合と同様です（P.25「3. 初動会議」参照）。また、養介護施設従事者等による虐待事案においては、証拠隠滅を図られるリスクもありますので、より慎重に検討を行う必要があります。養介護施設従事者等から報告を求める事項については、事例を分析したうえで、下表を参考に検討します。

<事実確認で確認すべき記録等（例）>

○高齢者本人に関する記録等

確認記録等	確認する内容
<input type="checkbox"/> サービス計画 <input type="checkbox"/> アセスメント記録 <input type="checkbox"/> モニタリング記録 <input type="checkbox"/> サービス担当者会議録 <input type="checkbox"/> 処遇会議録	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の心身状態に即したサービス計画が作成されているか、状態変化に応じた見直し、高齢者の要望に即した見直しが行われているか ・アセスメント、モニタリングは定期的に行われているか、状態の変化に応じて行われているか ・当該高齢者にどのような生活課題があり、その課題に対してどのような対処がなされていたか(方針、具体的な対応方法、緊急時における対応方法等)
<input type="checkbox"/> 介護（支援経過）記録 <input type="checkbox"/> 生活相談記録	<ul style="list-style-type: none"> ・通報等の内容に関する記録が残されているか、どのような内容か(日時や状況を特定する手がかり) ・通報等の内容以外に、不適切なケアは行われていなかったか ・高齢者や家族からどのような相談が寄せられ、それに対してどのように対処していたか ・当該高齢者の生活課題や要望に即した介護がされていたか
<input type="checkbox"/> 看護記録 <input type="checkbox"/> 診療記録 <input type="checkbox"/> 処方箋	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の健康管理が適切に行われているか ・通報等の内容に関する記録が残されているか、どのような内容か、その際どのように対応したか

	<ul style="list-style-type: none"> ・通報等の内容以外に当該高齢者の健康管理記録から気になる記載はないか
<input type="checkbox"/> 事故報告 <input type="checkbox"/> ヒヤリハット記録	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような状況で発生した事故・ヒヤリハット事例なのか ・事故等が発生した際の対応は適切に行われていたか ・事故やヒヤリハット事例が発生した要因は何か、再発防止に向けてどのような対策が取られていたか
<input type="checkbox"/> 身体拘束の3要件を検討した記録 <input type="checkbox"/> 身体拘束に関する家族等への説明文・同意書 <input type="checkbox"/> 身体拘束中の高齢者の心身の状況及び態様記録 <input type="checkbox"/> その他身体拘束に係る記録	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束が行われている場合、身体拘束の3要件が満たされ、適正な手続きがとられているか ・身体拘束が行われている場合、定期的に身体拘束解除に向けた取り組みを実施しているか、またその結果を検証しているか ・身体拘束が行われている場合、高齢者の心身の状況及びその態様について記録しているか ・身体拘束が行われている場合、その拘束期間の延長を繰り返し、漫然と身体拘束を継続していないか
<input type="checkbox"/> 入所契約書 <input type="checkbox"/> 金銭管理契約書 <input type="checkbox"/> 通帳、出納帳等	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な契約内容となっているか（高齢者に不利な内容になっていないか） ・金銭管理は適正に行われているか

○利用者全員に関する記録等

確認記録等	確認する内容
<input type="checkbox"/> 事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設・事業所の全体的な取り組みを確認
<input type="checkbox"/> 事業所パンフレット <input type="checkbox"/> 重要事項説明書 <input type="checkbox"/> 利用者への配布書類	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設・事業所の全体的な取り組みを確認
<input type="checkbox"/> 業務日誌 <input type="checkbox"/> 申し送りのノート	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待や不適切なケアなどに関する記述がないか

○虐待を行った職員（疑いを含む）に関する記録等

確認記録等	確認する内容
<input type="checkbox"/> 勤務表 <input type="checkbox"/> 勤怠表 <input type="checkbox"/> 休暇届	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待が発生した疑いの期日に勤務していた職員は誰か、その時の勤務体制に問題はなかったか ・当該職員の経験年数や能力に比して負担が大きい勤務状況になっていないか（勤務経験が浅い職員が週〇回の夜勤を行っていた等）
<input type="checkbox"/> 研修計画 <input type="checkbox"/> 受講記録	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に対するケアや虐待防止に関する研修計画は組まれていたか ・当該職員は研修を受講していたか

○事業所の取り組みに関する記録等

確認記録等	確認する内容
<input type="checkbox"/> 事業所全体の研修計画 <input type="checkbox"/> 実施記録	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所として高齢者虐待防止等に対する研修に取り組んでいるか ・研修未受講者に対してどのようなフォローがなされているか
<input type="checkbox"/> 事故防止委員会の記録 <input type="checkbox"/> 虐待防止委員会の記録 <input type="checkbox"/> 身体拘束適正化検討委員会の記録 <input type="checkbox"/> 苦情受付・対応記録 <input type="checkbox"/> 負担軽減・ストレスマネジメントなどの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止や身体拘束廃止に向けて、どのような委員会活動がなされているか ・事故防止や身体拘束廃止に向けて、職員に対してどのように周知なされ、取り組まれているか ・利用者や家族等からどのような苦情が寄せられ、どのように対応しているか ・職員の負担軽減やストレスマネジメントに取り組んでいるか

○養介護施設内の状況把握、点検

確認記録等	確認する内容
<input type="checkbox"/> 高齢者の居室等の配置（フロア見取り図） <input type="checkbox"/> 居室内の物品等の配置、衛生状態 <input type="checkbox"/> 共有部分（フロア、浴室、トイレ、廊下等）の配置、衛生状態	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待や不適切なケアにつながるおそれのある構造上の問題はないか

3. 事実確認

初動会議で決定された内容に沿って、原則複数職員の直接訪問・目視により、通報等内容の事実確認や高齢者の安全確認を行います。この際、必要に応じ、関係自治体や生活支援課、権利擁護支援センター等の関係機関と連携します。養介護施設等への事実確認は、高齢者虐待防止法の趣旨を踏まえて、当該養介護施設等の任意の協力の下に行われるものです。そのため、調査にあたっては、養介護施設等に対して十分に説明し理解を得ることが必要です。

事業者が任意での調査を拒んだ場合や、悪質なケース等で迅速な権限発動が求められる場合には、老人福祉法及び介護保険法の規定（※）に基づく立入検査、実地指導や監査を行います。

※根拠法令	
老人福祉法	第18条第1項及び第2項、第29条第13項
介護保険法	第23条、第76条第1項、第78条の7第1項、第83条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第114条の2第1項、第115条の7第1項、第115条の17第1項、第115条の27第1項、附則第130条の2第1項

ただし、市が行う虐待対応は、高齢者の権利利益の擁護を目的に事実確認や権限行使を行うものであり、警察の行う犯人・犯行の捜査や処罰を目的とした刑法の適用とは目的も手法も異なるものであることにも留意しなければなりません。なお、養介護事業に係るサービス事業所等において、第三者性を担保したオンブズマン制度や虐待防止委員会等の組織が整備されている場合には、市による事実確認と併せ、これら第三者性を担保した組織が事実確認を行うことにより、当該施設の運営改善に向けた取り組みが機能しやすくなると考えられます。

事実確認で把握・確認する事項

- 安否確認（緊急性の判断）
- 虐待内容に関する事
- 総合的な生活状況に関する事
- 本人の意思確認

1) 事実確認での確認事項

基本的には「第Ⅱ部 養護者による高齢者虐待への防止と対応」の場合と同様です（P.26「4. 事実確認」参照）。また、養介護施設従事者等に事実確認を行う際は以下の点に留意します。

- 記録類は重要な情報源となります。日々の利用者支援に関する記録や事故報告書等に、虐待通報に関連した記述がないか、虐待があったとされる日の勤務表や業務の分担表等で虐待の現場に居合わせたり目撃した可能性の高い職員を絞り込めないか等必要な分析を行います。
- 記録類のコピーを施設側に求めることがありますが、拒否されることも考えられますので、デジタルカメラ等を持参することを検討します。
- 通報等のあった虐待の事実を確認するとともに、通報等以外の虐待や不適切なケアの有無についても確認します。当該通報のあった高齢者に限らず、他の高齢者に対するものも含まれます。

- 養介護施設従事者等へ聞き取り調査をする場合は、虐待の疑いのある同僚の職員への遠慮や気兼ね等から、虐待の事実を知っていても黙っていたり、最低限のことしか話さなかったりすることが考えられます。聞き取り調査を受ける相手の立場や心情に理解を示したうえで、それでも真実を話してもらうことが、結果として利用者、職員、管理者・設置者すべての人にとって最善の道につながることを説明し、協力を求めます。
- 当該施設等を退職した元職員は、在職中に感じる懸念や心配から解放されるため、事実確認を進める際には、在職中に目撃したかもしれない虐待事案に関する情報提供についても協力が得られやすいことが考えられます。職員からの聞き取り調査から十分な情報が得られない場合、聞き取り調査の対象に当該施設の前職員を加えることを検討します。

4. コアメンバー会議

コアメンバー会議は、法人指導課が主となり、必要に応じて生活支援課と連携します。事実確認によって収集した情報を整理し、事案の分析、緊急性や虐待の判断を行い、そのうえで対応方針を決定します。必要に応じて、行政権限の行使のためのコア会議の要請や専門家への助言の要請を検討します。また、会議という名称になっていますが、緊急度合等により会議形式にとらわれずにさまざまな方法を検討し、合議で対応方針等を決定します。

コアメンバー会議で把握・確認する事項
<ul style="list-style-type: none"> □ 事実確認の情報整理と事例分析 □ 虐待の有無の判断 □ 緊急性の判断 □ 対応方針、支援計画の決定 ※虐待認定した場合 □ (必要に応じて) 専門職への助言要請 □ (必要に応じて) 行政権限の行使の検討

1) 事実確認の情報整理と事例分析、虐待・緊急性の判断、支援計画書

基本的には「第Ⅱ部 養護者による高齢者虐待への防止と対応」の場合と同様です (P. 28 「5. コアメンバー会議」参照)。虐待の行為だけではなく、状況全体の評価のもとに、虐待の判断を行います。

虐待の原因の一つには、職員個人又は事業所の問題として、支援スキルが不十分であるということが挙げられます。高齢者の特性に応じた支援方法や緊急時の対応について、日頃から検討し、法人としてどのような安全配慮していたか等、予見可能性や結果回避可能性があったかどうか虐待の判断の一つの目安となります。これらの判断にあたっては、正確な情報収集に基づき「緊急性」と「重大性」を評価し、それらを根拠に組織として判断します。なお、事実確認時に大きな危険性が認められなくても、その後に問題が深刻化するケースも考えられることも踏まえ、早期にかつ適切に判断し対応することが望まれます。

高齢者虐待の疑いが認められない事案に対しては、苦情処理窓口等の適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

2) 支援計画書

養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が確認された場合には、高齢者本人や養介護事業に係るサービス事業所等への対応方針等を協議します。

虐待の事実が確認されれば、なぜそれが発生したのか、背景となる要因がどこにあるかを確認します。当該高齢者への支援内容や配慮事項、事故やヒヤリハットの報告体制のほか、養介護施設として虐待防止や事故防止に取り組んでいるか、職員の勤務状況や負担感やストレスに対してどのように対処しているかなど、当該高齢者への対応状況や事業運営に関する事項の確認を行います。

虐待を行った職員の個人の問題等が直接的な原因として発生している場合があるとしても、その背景には組織運営面において何らかの課題があると考えて対処する必要があります。虐待が発生した要因を、虐待を行った職員個人の問題に帰せず、組織の問題として捉えることが重要です。また、虐待を受けた高齢者やその家族については、心のケアを含め、その後の支援が適切に行われるよう継続的にフォローすることが必要です。

5. 施設従事者への改善指導等及び個別支援

養介護施設に対して、事実確認の結果とともに、下表の改善を要する事項の例を参考に、改善が必要と考えられる事項を整理して通知します。調査結果や改善が必要な事項を伝える際には、指導内容の主旨を徹底するため、直接説明し文書を渡すことが望ましいです。

1) 養介護施設への対応

ア) 改善計画書の提出要請等

養介護施設に対して、指導内容に準じた改善計画書等の提出を求めます。この際、必ず提出期限を設定します。

改善計画には、下表の改善計画を作成するうえでの要件等を参考に、虐待が発生した要因の分析や再発防止に向けた実行性のある具体的な取り組みの立案を求めます。

改善指導項目（例）

□ 改善を要する事項の例

- ・高齢者に対するケアの充実を図る必要性
- ・身体拘束（抑制）廃止に関する取り組みの充実を図る必要性
- ・利用者の特性、職員の技術レベルを十分に考慮し、夜勤帯等における職員負担を軽減する取り組み（配置職員の増員、勤務時間の調整等）の必要性
- ・職員のストレスを受け止めるための取り組みの必要性
- ・高齢者虐待防止に対する意識の希薄さ、不十分さを払拭するための取り組みの必要性
- ・利用者一人ひとりに対して、きめ細かいアセスメントとサービス計画の見直しを行い、職員が共有化して対処するチームケアができるための業務改善の必要性
- ・連絡や報告に対して職員間で意識差が生じないよう、日々の指導又は研修などにおいて周知を図る必要性
- ・組織として、苦情対応を含むリスクマネジメント体制を徹底させる必要性
- ・各種委員会活動が十分機能するよう、運営体制の強化を図る必要性
- ・再発防止のための組織体制の見直しの必要性

□ 改善計画を作成するうえでの要件等

- ・虐待が発生した原因を養介護施設として究明する。その際、虐待を行った職員個人の責任に帰結させず、組織運営や職場環境面から十分な検討が必要である（全職員が自己チェックできるチェックシート等の活用も有効）。
- ・明らかとなった虐待発生要因に対し、具体的な改善内容（目標、方法、開始・達成時期、担当者等）を設定した改善計画を作成する。達成時期には、「すぐにできること」「3ヶ月以内にできること」「1年以内にできること」など短期・中期・長期に分けて整理し、優先順位の高い事項から取り組む。
- ・改善計画書は、経営者・管理者層の責任で作成する。しかし、経営層だけでなく一般職員も参加して作り上げる過程も重要であるため、何らかの形で職員が関わることをできるように工夫する。
- ・虐待発生原因の究明及び改善計画の立案と定期的な評価には、施設・事業所外部の専門家等を委員とする虐待防止委員会等を設置し、十分検討がなされることが望ましい。

イ) 改善計画書のチェック

提出された改善計画書は、以下の点を踏まえて内容を検討することが必要です。改善計画書に記された取り組み内容が不十分であったり、具体性や実現性がないなどと考えられる場合には、当該養介護施設に対して修正するように指導を行います。

改善計画のチェック項目（例）

- ・市が指摘した事項が改善取組として網羅されているか
- ・改善取組の目的達成時期が明確になっているか（短期・中長期に達成すべきこと等）
- ・改善取組の具体的方法が示されているか
- ・改善取組のために適切な職員（役職者等）が割り振られているか
- ・改善計画の作成には経営者・管理者層や職員全員が関わっているか
- ・改善計画は経営層の責任において作成されているか
- ・改善取組を担保するための仕組みの実効性はあるか など

ウ) 改善計画書の受理と評価時期の設定

内容に問題がないと判断された場合には改善計画書を受理します。その際、改善取組に対するモニタリング・評価を行うおおよその時期も定めておき、一定期間後には改善取組の評価が行われることを当該養介護施設に伝達することも必要です。虐待対応指導内容の達成状況を確認し、達成されなかった目標は期限を再設定して目標達成に向けて取り組むよう指導を行います。

改善計画のモニタリング・評価で確認すべき項目（例）

- ・事実確認において確認された虐待や不適切なケアなどが解消されているか
- ・評価時点でその他の虐待や不適切なケアなどが生じていないか
- ・個々の改善目標が計画どおり達成されているか
- ・改善が進んでいない項目について、新たな取り組みの必要性はないか
- ・当初指摘した時点以外の点で、虐待に関連して改善を要する事項はないか
- ・高齢者の生活を支援する環境として虐待を生ずるような不安要素はないか
- ・虐待予防のための取り組みが継続して行われているか
- ・虐待が生じた場合の対応策が講じられているか など

2) 通報者への対応

通報者への報告が必要な場合には、事実確認の結果やその後の対応について、個人情報取り扱いに十分配慮して可能な範囲で報告します。また、通報等を行ったことにより通報者が何らかの不利益を被っていないか併せて確認する必要があります（当該養介護施設・事業所職員の場合に解雇その他の不利益取り扱い、家族などであった場合の契約解除要請や嫌がらせ等）。通報者が何らかの不利益を被っていた場合には、適切に権限を行使し、当該養介護施設に対して指導を行うことが必要です。

6. 評価会議・モニタリング

改善計画書受理後、達成目標期日が経過した段階で、当該養介護施設等に対し、実施している高齢者虐待の再発防止に向けた改善取組の評価を行います。改善取組が滞っていたり、改善意識がみられなかったりする場合は、改善勧告や改善命令などの権限を行使し、養介護施設等の改善取組を促します。

7. 虐待対応の終結（終了）

モニタリングを実施しながら、養介護施設従事者等による虐待状態の解消の確認や養介護施設等において、虐待防止の取組が継続的に実施できる体制の整備ができていることを確認し、終結の判断を行います。

8. 行政上の措置における検討

高齢者虐待防止法では、市町村長又は都道府県知事は、高齢者虐待の防止及び虐待を受けた高齢者の保護を図るため、老人福祉法及び介護保険法の規定による権限を適切に行使することが規定されています（第24条）。

養介護施設従事者等による高齢者虐待が強く疑われる場合には、当該施設等から報告徴収を受けて事実を確認し、高齢者虐待が認められた場合又は認められなくても不適切な支援方法や体制等がある場合には、市は指導を行い改善を図るようにします。

改善指導の例としては、虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止委員会の設置を求め、改善計画に沿って事業が行われているかどうかを第三者委員が定期的にチェックし継続的に関与したり、当該事業所又は第三者委員から定期的に報告を受け、必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行ったりするなどの対応が考えられます。

さらに、管理者、設置者が自ら虐待を行っていた場合や、職員の虐待行為の放置、虚偽報告、隠蔽等悪質な行為があった場合は、当該管理者、設置者を養介護施設等の運営に関与させない指導を行い、体制の刷新を求めることを検討する必要があります。

指導に従わない場合には、老人福祉法及び介護保険法に基づく勧告・命令、指定の取消処分などの権限を適切に行使することにより、高齢者の保護を図ります。また、特定非営利活動法人が運営している養介護事業に係るサービス事業所等で虐待があった場合、事案によっては、都道府県等の所轄庁が特定非営利活動促進法の規定に基づいて、法人に対して改善命令や設立の認証の取消し等の措置をとることも考えられます。

9. 兵庫県への虐待等の報告

市は、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を都道府県に報告することとされています（第22条）。ただし、通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や介護事故として扱われる内容等、虐待事案以外のさまざまなものも含まれると考えられます。そのため、県に報告する情報は、通報のあったすべての事案ではなく、養介護施設従事者等による虐待の事実が確認できた事案とします。

また、悪質なケース等で、県による迅速な権限発動が求められる場合には、速やかに市から県に報告することも必要です。

10. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表

高齢者虐待防止法においては、都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表することとされています（第25条）。

この公表制度を設けた趣旨は、県において、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況を定期

的かつ的確に把握し、県における高齢者虐待の防止に向けた取り組みに反映していくことを目的とするものであり、公表することによりこれらの施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではありません（ただし、高齢者虐待等により、介護保険事業所としての指定取消が行われた場合には、介護保険法に基づきその旨を公示します）。

公表の対象となるのは市が事実確認を行った結果、実際に高齢者虐待が行われていたと認められた事例です。具体的には、次のようなものが考えられます。

- ①市町村による事実確認の結果、高齢者虐待が行われていたと認められるものとして、都道府県に報告された事例
 - ②市町村及び都道府県が共同で事実確認を行った結果、高齢者虐待が行われていたと認められた事例
 - ③市町村からの報告を受け、改めて都道府県で事実確認を行った結果、高齢者虐待が行われていたと認められた事例
- 上記の事例を対象とし、次の項目について集計したうえで、公表します。

（厚生労働省令に定める都道府県知事が公表する項目）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">一 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況二 養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置三 虐待があった養介護施設等の種別四 虐待を行った養介護施設従事者等の職種 |
|---|

※法に基づく公表事項以外にも、養介護施設従事者等による高齢者虐待に対する指導・措置等を適宜公表することとしている自治体もあります。

3 身体拘束に対する考え方

1. 基本的な考え方

平成12年の介護保険制度の施行時から、養介護施設などにおいて、高齢者をベッドや車いすに縛りつけるなど身体を自由を奪う身体拘束は、原則として禁止されています。また介護保険施設の運営基準において、サービスの提供にあたっては、入所者の「生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き」身体拘束を行ってはならないとされています。

身体拘束を防ぐためには、身体拘束禁止規定の周知だけでなく、身体拘束がもたらす数々の弊害や、拘束が拘束を生むという悪循環の実態などについて幅広く意識啓発を図る必要があります。また、「身体拘束はやむを得ない」とか「廃止は不可能」といった固定概念や認識を正していく努力が必要です。

2. 身体拘束の具体例

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(引用：「身体拘束ゼロへの手引き」厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議 2001年)

3. やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

身体拘束は原則として高齢者虐待に該当する行為とされます。また、上記の項目に当てはまらない行為であっても、本人の行動を物理的・心理的に制限していれば身体拘束に当てはまります。

ただし、本人や他者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合などの「緊急やむを得ない場合」に該当するケースに限っては例外的に高齢者虐待に該当しないものとして取り扱うことが認められています。

1) やむを得ず身体拘束を行う3要件（すべて満たすことが必要）

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与え

る悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる蓋然性が高いことを確認する必要があります。

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法に選択する必要があります。

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、利用者本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

①組織による決定とサービス計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、身体的拘束適正化検討委員会などにおいて、組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、計画作成担当者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者など、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。

身体拘束を行う場合には、サービス計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、合議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者本人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

②高齢者本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です（ただし、家族等の同意があっても、上記の要件を満たす必要があることに変わりはありません）。

③必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

3) やむを得ず身体拘束の期間を延長する場合の留意点

身体拘束を開始する際は、必ず解除の予定日時を設定します。しかし、予定日時においてもなお、前記「1) やむを得ず身体拘束を行う3要件」の3要件のすべてに当てはまり、身体拘束期間を延長しなければならない場合があります。その際は「2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き」と同様の手続きを行うことが必要です。

ただし、事業者として身体拘束期間内に解除するための取り組みを実施し、その結果について検証することが必要です。この検証をせずに、漫然と身体拘束を継続して行ってはなりません。事業者に対し、検証等の記録を残すように指導することも必要です。

○要綱集

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条—第十九条）

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）

第四章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第五章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十一項に規定する地域密着

型介護老人福祉施設、同条第二十六項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第一百五十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和三十二年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち相当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

- 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二條 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五條 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

（調査研究）

第二十六條 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七條 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者で行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第二十八條 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る

経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

西宮市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク設置要綱

(目的)

第1条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)に基づき、在宅で生活する高齢者・障害者が尊厳を持って安心して暮らすことができるよう、養護者的高齢者・障害者に対する虐待を人権上の重大な課題であると受けとめ、その解決に向けた機運を醸成し、行政はもとより保健・医療・福祉の関係機関及び関係者が認識を共有して、密接な連携のもとに、養護者による高齢者・障害者虐待防止のための取組みの推進を図るため、西宮市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、「高齢者」とは65歳以上の者、「障害者」とは障害者基本法第2条第1号に規定する障害者をいう。

2 この要綱において「高齢者虐待」とは高齢者虐待防止法第2条第3項に規定する行為、「障害者虐待」とは障害者虐待防止法第2条第2項に規定する行為をいう。

(市の責務)

第3条 市は、高齢者・障害者虐待を防止し、及び養護者を支援し、高齢者・障害者の福祉の増進を図るため、必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、高齢者・障害者虐待の早期発見及び虐待を受けた高齢者・障害者の迅速かつ適切な保護を行うため、福祉・保健・医療等の各関係機関及び市民団体との連携の強化その他高齢者・障害者虐待の防止のために必要な体制の整備に努めなければならない。

(構成)

第4条 ネットワークは、別表に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。また、ネットワークの会議において、必要と認めるときは、構成員以外の者(以下「実務担当員」という。)を出席させ、意見を聴くことができる。

(所掌事項)

第5条 ネットワークは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について支援及び協議・検討を行うものとする。

- (1) 高齢者・障害者虐待の防止及び養護者の支援のための取組みに関する事項
- (2) 関係機関及び関係者の連携及び協力体制の確立に関する事項(連絡調整会議等の開催)
- (3) 高齢者・障害者虐待に関する情報交換及び研修に関する事項
- (4) 市民及び関係機関に対する高齢者・障害者虐待に関する広報及び啓発に関する事項
- (5) その他法に定める高齢者・障害者虐待の防止及び養護者の支援に関して必要な事項

(相談窓口・事務局の設置)

第6条 高齢者・障害者及び養護者の相談にのり、第3条及び前条の高齢者・障害者虐待の防止及び早期発見並びに高齢者・障害者虐待への対応の迅速化及び養護者の支援を図るため、生活支援課に相談窓口及びネットワークの事務局を設置するものとする。

(連絡調整会議等の開催)

第7条 ネットワークの円滑な運営を図るため、構成員及び実務担当員(以下「構成員等」という。)で行う連絡調整会議を少なくとも年1回開催する。

2 前項の規定のほか処遇検討や勉強会等、必要がある場合は構成員等の求めに応じ、支援検討会議

を開催することができる。

(秘密の保持)

第8条 構成員等は、個人情報の保護及び管理に十分注意するとともに、連絡調整会議等及び活動で知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、構成員等がその職務を退いた後も同じ扱いとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営や活動、その他必要な事項は、連絡調整会議において、協議により定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別表

西宮市 健康福祉局	地域共生推進課長
	福祉のまちづくり課長
	法人指導課長
	高齢施設課長
	高齢介護課長
	生活支援課長
	厚生課担当課長(保護第1)
	厚生課担当課長(保護第2)
	保健所 地域保健課担当課長(北口・鳴尾保健福祉センター)
	保健所 健康増進課長
西宮市こども支援局	子供家庭支援課長
医療機関	西宮市立中央病院 医事課長
地域包括支援センター	地域包括支援センター長
警察署	西宮警察署 生活安全第一課長
	甲子園警察署 生活安全課長
西宮市高齢者・障害者 権利擁護支援センター	西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター長
障害者総合相談支援 センターにしのみや	障害者総合相談支援センターにしのみやセンター長

西宮市やむを得ない事由による措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第10条の4第1項及び第11条第1項第2号の規定に基づき、やむを得ない事由による措置（以下「措置」という。）を行うために必要な事項を定める。

(対象者等)

第2条 措置の対象者は、65歳以上の者であつて、介護保険法に規定する被保険者で、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護サービスを利用することが著しく困難な者とする。

2 前項の「やむを得ない事由」とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合
- (2) 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合
- (3) その他市長がやむを得ない事由と認める場合

(措置の内容)

第3条 市長は、第2条に規定する者に対し、必要に応じて次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（市長が定める部分に限る。）、夜間対応型訪問介護、第1号訪問事業、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第1号通所事業、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護又は複合型サービス（市長が定める部分に限る。）を供与すること
- (2) 特別養護老人ホームに入所すること
- (3) 養護老人ホームに短期入所すること
- (4) その他必要な便宜を供与すること

(措置の決定)

第4条 市長は、第2条に規定する者であると見込まれる者を発見し、又は関係機関等から通報を受けたときは、直ちに当該者の実態を調査する。

2 市長は、当該者が介護保険法に規定する要介護認定を受けていない場合は、必要に応じて要介護認定を実施する。ただし、急を要する場合は、次項による措置の決定後又は措置の開始後にこれを実施する。

3 市長は、第1項の実態調査及び第2項の要介護認定の結果を基に、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮して措置の決定を行う。

- (1) 当該者の意思と尊厳
- (2) 当該者及び家族等の身体及び精神の状況並びに置かれている環境
- (3) その他当該者及び家族等の福祉を図るために必要な事情

4 市長は、前項の決定を行った場合は、措置開始決定通知書（様式第1号）により当該者に通知する。

5 市長は、措置を決定したときは、できるだけ早い時期に措置を開始するものとする。

6 市長は、措置を決定した後、随時、当該者及びその出身世帯を訪問し、必要な調査及び指導その他必要な援助を行うものとする。

(事業の委託)

第5条 市長は、必要に応じ、法の規定による老人居宅生活支援事業を行う者又は養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置者(以下「事業者」という。)に第3条第1項各号に掲げるサービスを提供することを委託するものとする。

2 市長は、前項によるサービスを提供することを委託する場合は、措置委託書(様式第2号)により、委託する事業者に対し通知するものとする。

3 市長は、事業者が前項の規定による委託を正当な理由なく拒んだときは、法第20条の規定により、当該事業者措置を受託させるものとする。

(措置費の支弁)

第6条 市長は、措置に要する費用を支弁する。措置に要する費用とは、次の各号に掲げる費用とする。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号に該当する措置

ア介護サービス費用

当該措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する介護サービスに係る保険給付を受けた場合は、その保険給付相当額(生活保護法の規定による介護扶助を受けた場合はその介護扶助相当分を、又介護保険法の規定による利用者負担の軽減措置を受けた場合はその軽減分を上乗せした額)を支弁する費用から除くものとする。

イ居住費・滞在費・宿泊費

ウ食費

エその他の入所(居宅サービス)に係る費用及び施設利用に係る日常生活費

(2) 第3条第1項第3号に該当する措置

ア老人福祉法に基づく老人保護措置費

イその他の入所に係る費用及び施設利用に係る日常生活費

(措置費の請求)

第7条 事業者は、措置に要する費用について、措置費請求書(様式第3号)により市長に請求するものとする。

ただし、第3条第1項第3号に該当する措置を行った場合、老人福祉法施行細則準則に規定する措置費請求書で行うものとする。

(徴収金の額)

第8条 市長は、第6条の規定により費用を支弁した場合は、当該措置に要する費用について費用徴収額決定通知書(様式第4号)により当該措置に係る者に通知し、当該月の翌月末までに当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法に定める扶養義務者をいう。)から徴収するものとする。ただし次の各号に該当する場合は、その負担能力に応じて同条第2項及び第3項により徴収金の額を決定するものとする。

(1) 活用できる資産・預貯金が乏しく年金等収入では措置費相当額を徴収することが困難な者

(2) 活用できる資産・預貯金が乏しく罹災や負債、その他特別な事情によって生計が著しく悪化している者

(3) 費用を徴収することにより生活保護を要する状態になる者

(4) その他の事由により費用を徴収することが著しく困難であると市長が認めた者

- 2 第3条第1項第1号及び第2号に該当する措置を行った場合、前項第1号、第2号及び第4号に該当する者においては、当該月における年金等による収入（老人福祉法による費用の徴収に関する規則で収入として認定するものをいう。）から当該月の必要経費（老人福祉法による費用の徴収に関する規則で必要経費として認定するものをいう。）を差し引いたものと、当該月における措置費相当額とを比較していずれか少ない額を徴収するものとする。ただし、その額が0より少ない場合は、徴収しない。また、前項第3号に該当する者においては費用を徴収しない。
- 3 第3条第1項第3号に該当する措置を行った場合、短期入所にかかる費用もしくは当該月における措置費相当額（以下「利用料等」という）を徴収するものとする。ただし、第1項第1号、第2号及び第4号のいずれかに該当する者においては、「老人福祉法による費用の徴収に関する規則別表1 養護老人ホーム被措置者及び養護委託による被措置者の徴収金額表」で算出した額と利用料等のいずれか少ないほうの額に第6条第1項第2号の費用を加えた額を徴収するものとする。また、第1項第3号に該当する者においては費用を徴収しない。

(措置の変更)

- 第9条 市長は、措置に係る者が他の措置を受けることが適当であると認められるに至った場合は、その時点において、措置を変更するものとする。
- 2 市長は、措置を変更したときは、措置委託書（様式第2号）、措置変更決定通知書（様式第5号）及び措置解除決定通知書（様式第7号）により、当該措置に係る者及び当該事業者に対し通知するものとする。

(措置の解除)

- 第10条 市長は、措置に係る者が次の各号のいずれかに該当する場合、その時点において、措置を解除するものとする。
- (1) 特別養護老人ホームに入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状態から離脱し、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになった場合
 - (2) 成年後見制度等に基づき、本人を代理する成年後見人等を活用することにより、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになった場合
- 2 市長は、措置を解除したときは、措置廃止決定通知書（様式第6号）及び措置解除決定通知書（様式第7号）により、当該措置に係る者及び当該事業者に対し通知するものとする。

(成年後見制度の活用)

- 第11条 市長は、措置に係る者が介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようにするため特に必要があると認めるときは、法第32条に規定する審判を請求するなどして、当該措置に係る者が民法に規定する成年後見制度等を活用できるよう援助するものとする。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

西宮市老人ホーム入所措置等規則

(趣旨)

第1条 この規則は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第10条の4第1項及び第11条第1項の措置を行うに当たって、必要な事項を定める。

(入所措置基準)

第2条 市長は、65歳以上の者（以下「老人」という。）で入院加療を要しないもの（感染症を有する者にあつては、他の入所又は入所委託措置を受けている者に感染させるおそれのない者に限る。）が、老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）第6条に規定する経済的理由があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に法第11条第1項第1号の養護老人ホームへの入所又は入所委託措置を行うものとする。

- (1) 家族等との同居を継続することにより心身を著しく害すると認められるとき。
- (2) 居住環境が劣悪で、心身を著しく害すると認められるとき。

2 市長は、入院加療を要しない老人（感染症を有する者にあつては、他の入所又は入所委託措置を受けている者に感染させるおそれのない者に限る。）について、次の各号に該当する場合に法第11条第1項第2号の特別養護老人ホームへの入所又は入所委託措置を行うものとする。

- (1) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難であり、やむを得ない事由により介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められるとき。
- (2) 介護保険法の規定による要介護認定において要介護状態に該当するとき。

(養護委託措置の基準)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、養護委託措置（法第11条第1項第3号の措置をいう。以下同じ。）を行わないものとする。

- (1) 老人の身体又は精神の状況、性格、行動及び信仰等により、受託者の生活を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 受託者が老人の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者をいう。）であるとき。
- (3) 受託者が2人以上の老人（夫婦又はこれと同視しうる関係にあるものを除く。）を養護するとき。

(養護老人ホームへの入所申請)

第4条 養護老人ホームへ入所しようとする者は、養護老人ホーム入所措置申請書を市長に提出しなければならない。

2 養護委託措置を受けようとする者は、養護委託措置申請書を市長に提出しなければならない。

(入所措置の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があつた場合においては、西宮市老人ホーム入所判定委員会の意見を聞いて入所措置または養護委託措置の可否を決定し、その旨を通知する。

2 前項に規定する西宮市老人ホーム入所判定委員会については、別に定める。

(措置の廃止)

第6条 市長は、養護老人ホームに入所している者又は養護委託措置を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該措置を廃止するものとする。

- (1) 第2条第1項の基準に適合しなくなったとき又は第3条の基準に適合することとなったとき。
- (2) 入院その他の事由により、養護老人ホーム又は受託者の家庭以外での生活が3月を超えることが明らかになったとき又は3月を超えたとき。

2 市長は、特別養護老人ホームへの入所措置を受けている者が、介護保険法第8条第25項に規定する施設サービスを利用することができることとなったときは、当該措置を廃止するものとする。

(65歳未満の者に対する措置)

第7条 市長は、65歳未満の者(60歳未満の場合は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。)で、第2条第1項において老人の措置の基準として定める基準に適合し、特に必要があると認めるものについて、養護老人ホームへの入所若しくは入所委託又は養護委託措置(60歳未満の者の場合は、養護老人ホームへの入所措置に限る。)を行うことができる。この場合において、第3条から前条までの規定を準用する。

- (1) 老衰が著しく、生活保護(昭和25年法律第144号)第38条の規定による救護施設への入所要件に該当するも当該施設の収容能力等により、入所ができないとき。
- (2) 初老期における認知症に該当するとき。
- (3) その者の配偶者(60歳以上の者に限る。)が養護老人ホームへの入所措置を受ける場合であつて、その者が第2条第1項の基準に該当するとき。

2 市長は、65歳未満の者で、第2条第2項において老人の措置の基準として定める基準に適合し、介護保険法第7条第3項第2号に該当する場合で、特に必要があると認めるものについて、特別養護老人ホームへの入所措置を行うことができる。

(居宅における介護等に係る措置)

第8条 市長は、老人で、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの等が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(市長が定める部分に限る。)、夜間対応型訪問介護、第1号訪問事業、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第1号通所事業、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護又は複合型サービス(市長が定める部分に限る。)(以下「訪問介護等」という。)を利用することが著しく困難であると認めるときは、介護保険法に規定する訪問介護等を利用できるようになるまでの間、法第10条の4第1項の措置を行うことができる。

(様式)

第9条 申請書その他の書類の様式は、別に定める。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 4 年 1 月 27 日西宮市規則第 60 号西宮市福祉事務所長委任規則等の一部を改正する規則 7 条による改正付則)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 13 年 3 月 29 日西宮市規則第 68 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 18 年 6 月 26 日西宮市規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 24 年 3 月 28 日西宮市規則第 49 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 29 年 3 月 29 日西宮市規則第 37 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

西宮市成年後見制度利用支援事業 市長申立に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）の施行に伴い、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）開始の審判を市長が申立てる手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 市長による後見等の開始の審判申立（以下、「市長申立」という。）を必要とする状態にある者は、民法の規定による後見等の要件を満たすとともに、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住している者（次項に規定する者を除く。）で次のいずれかに該当する者
 - ア 認知症、知的障害又は精神障害等の状態にあるため、日常生活を営むのに支障がある者
 - イ 認知症、知的障害又は精神障害等の状態にあり、家族等による虐待又は無視（以下、「虐待等」という。）を受けている者若しくはその恐れのある者
 - ウ その他市長が認める者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者であって、第1号アからウまでのいずれかに該当する者
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者であって、第1号アからウまでのいずれかに該当する者
- (4) 老人福祉法第11条の規定に基づき、本市が養護老人ホーム等への措置を決定し実施する者であって、第1号アからウまでのいずれかに該当する者

2 次の各号のいずれかに該当する者については対象としない。ただし、関係市区町村と協議の上、市長がやむを得ないと認めるときであって、前項第1号アからウまでのいずれかに該当する場合は対象とすることができる。

- (1) 本市以外の市区町村の住所地特例対象被保険者
- (2) 本市以外の市区町村が介護給付費等の支給決定を行っている者
- (3) 本市以外の市区町村が措置を決定し実施する者

(該当者及び親族の調査)

第3条 市長は、後見等を必要とする状態にある者（以下「該当者」という。）の福祉を図るために必要と認めるときは、該当者の健康状態及び精神状態等該当者の現状を調査する。

2 市長は、該当者の配偶者並びに2親等内親族（以下「親族等」という。）の存在の有無、該当者と親族の関係、家族等による虐待等及び財産争議の事実等を調査し、市長が親族等に代わって申立をすべき事由の有無を判断する。

(親族等への申立の説明)

第4条 市長は、第3条に規定する調査結果により、後見等の必要があると判断された場合において、該当者の親

族等の存在が確認されたときは、当該親族等に後見等申立の必要性を説明し、親族等による申立を促すこととする。

(市長の申立)

第5条 次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、市長申立を行うことができる。ただし、2親等内の親族がない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市長申立を行わないものとする。

- (1) 該当者に親族等が存在しないとき
- (2) 該当者に親族等が存在しても、親族等による申立が行われない状況にあるとき、又は該当者と親族等とが音信不通の状況にあるとき
- (3) 親族等が存在しても、親族等による虐待等があり、又はその恐れがあるとき
- (4) その他該当者の福祉を図るため特に必要があると認めるとき

(費用負担)

第6条 市長は、診断書の作成費用、印紙代、登記に係る費用、申立書の作成費用及び鑑定料等申立に必要な費用(以下、「申立に係る費用」という。)について費用負担することができる。

2 市長が前項により費用負担した申立に係る費用は、家庭裁判所が後見人、保佐人又は補助人(以下、「後見人等」という。)を選任した後、当該後見人等に対して全部又は一部を求償することができる。

(付 則)

この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

西宮市成年後見制度利用支援事業
申立に係る費用及び後見人等の報酬助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民法の規定する後見、保佐及び補助（以下、「後見等」という。）の開始の審判の申立に関する申立及び登記に係る収入印紙代、郵便切手代、鑑定費用その他申立に係る費用（以下、「申立に係る費用」という。）並びに成年後見人、保佐人及び被補助人（以下、「後見人等」という。）に対し家庭裁判所が審判した報酬付与額（以下、「報酬額」という。）の全部又は一部を助成することにより成年被後見人、被保佐人及び被補助人（以下、「被後見人等」という。）の生活を支援することを目的とし、助成金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。ただし、成年後見人等が民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族又はそれに準ずる者であるとき、若しくは被後見人等が報酬額を支払う能力のある親族その他の者に扶養されているときは、対象としない。

(1) 市内に居住している者（次項に規定する者を除く。）で次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条の規定に基づく被保護者

イ 市長が後見等の開始の審判の申立を行いかつ活用できる資産・貯蓄等が乏しく、後見人等の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者

ウ その他市長が認める者

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者であって、第1号アからウまでのいずれかに該当する者

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者であって、第1号アからウまでのいずれかに該当する者

(4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条の規定に基づき、本市が養護老人ホーム等への措置を決定し実施する者であって、第1号アからウまでのいずれかに該当する者

2 次の各号のいずれかに該当する者については対象としない。ただし、関係市区町村と協議の上、市長がやむを得ないと認めるときであって、前項第1号アからウまでのいずれかに該当する場合は対象とすることができる。

(1) 本市以外の市区町村の住所地特例対象被保険者

(2) 本市以外の市区町村が介護給付費等の支給決定を行っている者

(3) 本市以外の市区町村が措置を決定し実施する者

(助成金の対象費用、支給額及び対象期間)

第3条 助成対象費用は、申立に係る費用及び後見人等の報酬額の全部又は一部とする。

2 後見等の開始審判申立に係る費用の助成支給額は、家庭裁判所に予納すべき額その他申立に要する経費の実費とする。

3 後見人等の報酬助成支給額の上限額（以下、「助成上限額」という。）は、被後見人等の生活の場が在宅にある者は月額28,000円、施設等へ入所中の者は月額18,000円とし、助成支給額は原則、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被後見人等が有する資産額が400,000円以下のときは、報酬額と助成上限額を比較して少ない額
 - (2) 被後見人等が有する資産額が400,000円を超えるときは、次の各号に掲げる額
 - ア 400,000円に報酬額を加えたものから被後見人等が有する資産額を減じた額が助成上限額以下のときは、その額
 - イ 400,000円に報酬額を加えたものから被後見人等が有する資産額を減じた額が助成上限額を超えるときは、助成上限額
 - (3) 被後見人等が死亡した場合は、報酬額から遺留金を控除した額と助成上限額を比較して少ない額
- 4 複数人の後見人等が選任されている場合は、各々の報酬額を合算し、前項各号の規定により算出した額を助成する。
- 5 助成対象期間は、報酬付与の審判があった月から15ヶ月を超えて遡ることはできない。

(申立に係る費用の助成金の交付申請)

第4条 申立に係る費用の助成金の交付を申請する者は、後見等開始申立の申立人とする。

- 2 申立に係る費用の助成金の交付を受けようとするときは、申立に係る費用助成金交付申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

(申立に係る費用の助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、被後見人等の資産状況等を調査し、助成金の交付可否を決定する。

- 2 市長は、助成金の交付可否決定を行ったときは、申請者に対し、申立に係る費用助成金交付可否決定通知書(様式第2号)により通知する。

(申立に係る費用の助成金の交付請求)

第6条 助成金交付決定通知を受けた申請者は、申立に係る費用助成金交付請求書(様式第3号)により、市長に請求することができる。

(後見人等の報酬助成金の交付申請)

第7条 後見人等の報酬助成金の交付を申請する者は、後見人等とする。

- 2 報酬額の審判後、後見人等が助成金の交付を受けようとするときは、後見人等の報酬助成金交付申請書(様式第4号)に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 3 前項の規定による申請は、家庭裁判所の報酬付与の審判があったときから3ヶ月以内に行わなければならない。

(後見人等の報酬助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、被後見人等の資産状況等を調査し、助成金の交付可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定による調査に疑義が生じたとき、申請者に対し、報告を求めることができる。
- 3 市長は、助成金の交付可否決定を行ったときは、申請者に対し、後見人等の報酬助成金交付可否決定通知書(様式第5号)により通知する。

(後見人等の報酬助成金の交付請求)

第9条 助成金交付決定通知を受けた申請者は、後見人等の報酬助成金交付請求書(様式第6号)により、市長に請求することができる。

(助成金の返還)

第10条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の支給を受けた者があるときは、その者に対して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(付 則)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター運営事業実施要綱

(目的)

第1条 西宮市権利擁護支援センター運営事業（以下「事業」という。）は、高齢者及び障害者（児）に対し、地域における社会福祉の推進を図るため、権利擁護に関する総合的な支援を行うことにより住み慣れた地域で安心して生活を継続することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を、適切な事業運営ができると認められる法人等（以下、「運営者」という。）に事業を委託できるものとする。

(利用対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有するもので次に掲げる者とする。

- (1) 概ね65歳以上の高齢者及びその親族。
- (2) 障害者（児）及びその親族。
- (3) 民生委員・児童委員、地域包括支援センター、障害者あんしん相談窓口など高齢者・障害者（児）に関する相談機関。
- (4) 地域において権利擁護支援活動を行う者。（以下「権利擁護支援者」という。）
- (5) その他市長が必要と認めるもの。

(事業内容)

第4条 権利擁護支援センター（以下「支援センター」という。）は第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 権利擁護に関する専門相談・支援に関すること。
- (2) 成年後見制度利用支援に関すること。
- (3) 後見活動支援に関すること。
- (4) 成年後見制度普及・啓発・研修に関すること。
- (5) 権利擁護支援ネットワークに関すること。
- (6) 権利擁護支援者養成を目的とした研修の実施に関すること。
- (7) 権利擁護支援者人材バンクに関すること。

(職員の配置等)

第5条 運営者は、あらかじめ支援センターの管理責任者を定めるとともに、原則として次の職種の職員を常勤として配置するものとする。また、支援センターにおける各業務を適切に実施するためには、支援センター以外の業務との兼務は基本的に認められず、支援センターの業務に専従することが必要である。また、前項に掲げる（1）権利擁護に関する専門相談・支援事業については弁護士及び司法書士等に法的な支援が実施できるための体制の確保を行うものとする。

(1) 相談支援員

社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有するもの、若しくは相談支援業務の経験年数が3年以上あるもののいずれか5名

(運営の公平性・中立性の確保)

第6条 支援センターは第4条に掲げる事業を実施するに際し、公正・中立性の確保に努め適正な運営に努めなければならない。

2 運営者は、前項に掲げる内容が達成されているかの評価を目的に、定期的に西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター運営委員会を開催するものとする。

(事業実施の留意事項)

第7条 運営者は、利用者の相談・支援内容について記録台帳により適切な管理を行うものとする。

2 運営者は、事業の実施に当たっては、利用者及び利用世帯のプライバシーの保護が図られるよう留意するものとする。

3 運営者は、年間の事業計画を定めるとともに、月間の事業計画を定め、計画的に実施するものとする。

4 運営者は定期的に事業の実施状況を市へ報告するとともに必要な指示を仰ぐものとする。

5 運営者は、相談を受けた場合、速やかに必要な活動を展開するものとする。

6 運営者は、支援センターの業務については、原則として、フレックスタイム制などの勤務体制を組み、住民の利用度の高い時間に対応できる運営体制を採るものとする。

7 運営者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

(利用料)

第8条 原則として無料とする。ただし、利用者が必要な経費については、利用者負担とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

○様式集

相談受付シート 様式① 受付番号:

相談年月日	令和 年 月 日 時	受付機関	対応者:
相談者 (通報者)	通報者氏名	受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他 ()
	住所または所属機関名	電話番号	
	本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族(同居・別居)続柄: <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生委員 <input type="checkbox"/> 高齢者あんしん窓口 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス事業所 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 ()	

【本人の状況】

フリガナ		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和	年 月 日	歳
住所	住所: 住民票上の住所: <input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 異 ()					
居所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院: <input type="checkbox"/> 施設: <input type="checkbox"/> その他: ()					
連絡先	電話: 其他連絡先: ()					

【世帯構成】

【養護者の状況】

家族状況(ジェノグラム)	フリガナ		性別	続柄:
	氏名		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
		年 月 日	歳	
		住所:	電話:	
其他特記事項				

【不適切な状況の具体的内容】 ※事実確認を行うための根拠とする情報を記入する欄

疑い類型	<input type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 介護放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的 <input type="checkbox"/> 性的 <input type="checkbox"/> 経済的 <input type="checkbox"/> セルフ			
情報源	相談者(通報・届出者)は <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 怒鳴り声や、泣き声、物音を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者から聞いた ()			
相談・訴えの内容	<ポイント> 以下の相談・訴えの内容を可能な範囲で具体的に聞き取る。(確認したものに✓) <input type="checkbox"/> いつ () <input type="checkbox"/> どこで () <input checked="" type="checkbox"/> 誰が (養護者が) <input type="checkbox"/> 何を、どうした () <input type="checkbox"/> 頻度、いつから () <input type="checkbox"/> けが等の程度 () <input type="checkbox"/> 通報者へ再度聞き取りを行って良いかどうか (OK・NG) より具体的な内容(事案当日の時系列、家族関係、本人・養護者それぞれの状態、生活状況、要因等)			
本人の通報受理時の状況	(本人の通報受理時の状況)			
	(確認方法)			
作成者	所属機関			

情報共有シート 様式② 受付番号:

健康状態		主疾患	病院	主な処方薬
	A			
	B			
	C			
	その他			
介護認定	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 要介護 ~ <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請中			
認知症自立度	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> IIa <input type="checkbox"/> IIb <input type="checkbox"/> IIIa <input type="checkbox"/> IIIb <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M <small>様たきり自立度</small> <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> J1 <input type="checkbox"/> J2 <input type="checkbox"/> A1 <input type="checkbox"/> A2 <input type="checkbox"/> B1 <input type="checkbox"/> B2 <input type="checkbox"/> C1 <input type="checkbox"/> C2			
利用サービス	介護保険	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 CM :		居宅 :
	サービス内容			
障害手帳	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 療育 級 (障害名:) サービス利用 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
経済状況	収入	<input type="checkbox"/> 年金 種別() 金額 ()万/月 <input type="checkbox"/> 生活保護 ()万/月 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 就労 ()万/月 <input type="checkbox"/> その他 ()万/月 <input type="checkbox"/> 預貯金 ()円		
	滞納・負債	<input type="checkbox"/> 健康保険料 ()円 <input type="checkbox"/> 介護保険料 ()円		
		<input type="checkbox"/> 各種税金等 ()円 <input type="checkbox"/> 家賃 ()円		
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 各種借入金 ()円 <input type="checkbox"/> その他 ()円		
居住状況	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家(家賃: 円/月)			
その他				
健康状態		主疾患	病院	主な処方薬
	A			
	B			
	C			
	その他			
介護認定	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 要介護 ~ <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請中			
認知症自立度	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> IIa <input type="checkbox"/> IIb <input type="checkbox"/> IIIa <input type="checkbox"/> IIIb <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M <small>様たきり自立度</small> <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> J1 <input type="checkbox"/> J2 <input type="checkbox"/> A1 <input type="checkbox"/> A2 <input type="checkbox"/> B1 <input type="checkbox"/> B2 <input type="checkbox"/> C1 <input type="checkbox"/> C2			
利用サービス	介護保険	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 CM :		居宅 :
	サービス内容			
障害手帳	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 療育 級 (障害名:) サービス利用 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
経済状況	収入	<input type="checkbox"/> 年金 種別() 金額 ()万/月 <input type="checkbox"/> 生活保護 ()万/月 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 就労 ()万/月 <input type="checkbox"/> その他 ()万/月 <input type="checkbox"/> 預貯金 ()円		
	滞納・負債	<input type="checkbox"/> 健康保険料 ()円 <input type="checkbox"/> 介護保険料 ()円		
		<input type="checkbox"/> 各種税金等 ()円 <input type="checkbox"/> 家賃 ()円		
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 各種借入金 ()円 <input type="checkbox"/> その他 ()円		
居住状況	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家(家賃: 円/月)			
その他				
作成者				所属機関

初動・継続会議シート

様式③ No.

受付番号:

開催日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	開催場所	
出席者	市生活支援課	市その他	
	高齢者あんしん窓口	その他	
	権利擁護支援C		

通報受付時の緊急対応

通報受付時の内容から緊急対応の必要性が高く、初動会議より先に対応を行った。

(上記にチェックをした場合は具体的に行った内容を記載)

事実確認方法

確認内容		確認結果				
確認方法						
担当	期日			確認者	確認日	
確認内容				確認結果		
確認方法						
2	担当			期日	確認者	確認日
確認内容				確認結果		
確認方法						
3	担当			期日	確認者	確認日
確認内容				確認結果		
事実確認中に予測されるリスクと対応方法						
次回コアメンバー会議日程		令和 年 月 日 時 分 ~	場所			
作成者		所属機関				

事実確認シート 様式④

受付番号:

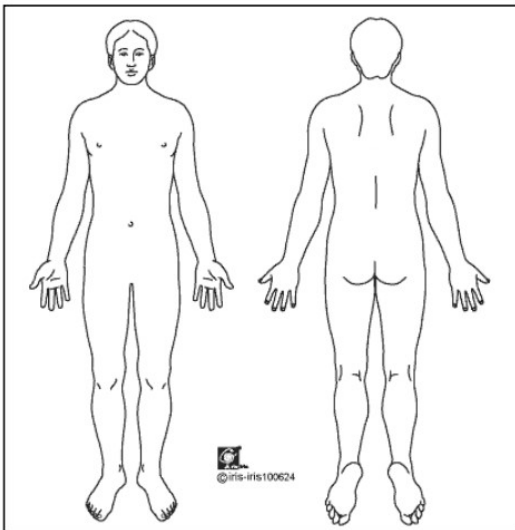
事実確認開始日 :

本人確認日 :

* 下線部の項目が確認された場合は『緊急保護の検討』が必要。

方法: 1 面談(目視) 2 聞き取り(面談を除く、聞き取った相手も記載) 3 写真 4 記録(確認内容) 5 その他

確認日	方法	確認項目	サイン: 当てはまるものがあれば○で困みチェックを行なう
身体 の 状 況 ・ け が 等		外傷等	頭部外傷(血腫、骨折等の疑い)、腹部外傷、重度の褥そう 部位: _____ 大きさ: _____
		全身状態 意識レベル	全身衰弱、意識混濁、その他(_____)
		脱水症状	重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、軽い脱水症状、その他(_____)
		栄養状態等	栄養失調、低栄養・低血糖の疑い、その他(_____)
		あざや傷	身体に複数のあざ、頻繁なあざ、やけど、刺し傷、打撲痕・腫張、床ずれ、 その他(_____) 部位: _____ 大きさ: _____ 色: _____
		体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、その他(_____)
		出血・傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え、その他(_____)
	備考		

<p>[身体状況]</p> <div style="text-align: center;">  <p>© iris-iris100624</p> </div>	<p>[本人の意向・判断能力・生活状況等、特記事項]</p>
--	--------------------------------

生活 の 状 況		衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ、その他(_____)
		身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪、その他(_____)
		適切な食事	菓子パンのみの食事、余所ではガツガツ食べる、拒食や過食が見られる、 その他(_____)
		適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、その他(_____)
		行為の制限	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、 長時間家の外に出されている、その他(_____)
		不自然な状況	資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている、 年金通帳・預金通帳がない、その他(_____)
	住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、冷暖房の欠如、その他(_____)	
	備考		

作成者		所属機関
-----	--	------

受付番号:

確認日	方法	確認項目	サイン:当てはまるものがあれば○で囲みチェックを行なう
話の内容		恐怖や不安の訴え	「怖い」「痛い」「怒られる」「殴られる」などの発言、その他()
		保護の訴え	「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りたくない」などの発言、その他()
		強い自殺念慮	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す、その他()
		あざ・傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、その他()
		金銭の訴え	「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言、その他()
		性的事柄の訴え	「生殖器の写真が撮られた」などの発言、その他()
		話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、その他()
備考			
表情・態度		おびえ、不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他()
		無気力さ	無気力な表情、問いかけに無反応、その他()
		態度の変化	養護者のいる・いないで態度が異なる、なげやりな態度、急な態度の変化、その他()
備考			
適切な支援		適切な医療受診	養護者が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない、その他()
		適切な服薬の管理	本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服用できていない、その他()
		入退院の状況	入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し、その他()
		適切な介護等サービス	必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足、その他()
		支援のためらい・拒否	援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否、その他()
		費用負担	サービス利用料が突然払えなくなる、サービス利用をためらう、その他()
備考			
養護者の態度等		支援者への発言	「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある、その他()
		保護の訴え	養護者が本人の保護を求めている、その他()
		暴力、脅し等	刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある、その他()
		本人に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的、その他()
		本人への発言	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとろうとしない、その他()
		支援者への態度	援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁、その他()
		精神状態判断能力	養護者の精神不安定・判断能力低下、非現実的な認識、その他()
備考			
その他		家族の状況	
	備考		

コアメンバー会議シート 様式⑤ No.

受付番号:

開催日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	開催場所	
出席者	生活支援課		市その他
	高齢者あんしん窓口		
	権利擁護支援C		

事実確認情報	<input type="checkbox"/> 情報共有シート <input type="checkbox"/> 事実確認シート <input type="checkbox"/> その他 ()		
虐待事案の判断	<input type="checkbox"/> 虐待事案でない (<input type="checkbox"/> 権利擁護支援ニーズ <input type="checkbox"/> 生活支援ニーズ <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 虐待事案である (<input type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 介護放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的 <input type="checkbox"/> 性的 <input type="checkbox"/> 経済的 <input type="checkbox"/> セルフ) <input type="checkbox"/> 現段階では判断できず疑いの状態→事実確認を継続 確認項目等 () →様式③へ		
判断根拠			
専門的助言	<input type="checkbox"/> 要請する () <input type="checkbox"/> 要請しない		
事例分析 (詳細別紙)	本人の意見・希望	養護者の意見・希望	支援の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明
	発生状況・発生要因		
緊急性の有無	<input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 分離保護の検討・集中的支援 (<input type="checkbox"/> 措置を検討する <input type="checkbox"/> 入院を検討する)) <input type="checkbox"/> なし () <input type="checkbox"/> 判断できず (<input type="checkbox"/> 立入調査を検討する)		
判断根拠	<input type="checkbox"/> 入院や通院が必要(重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等) <input type="checkbox"/> 本人・養護者が保護を求めている <input type="checkbox"/> 暴力や脅しが日常的に行われている <input type="checkbox"/> 今後重大な結果が生じる、繰り返される恐れが高い <input type="checkbox"/> 虐待につながる家庭状況・リスク要因がある <input type="checkbox"/> 本人の安全確認ができていない <input type="checkbox"/> その他 ()		

虐待事案である場合 →様式⑥へ(養護者が複数の場合、虐待認定は 養護者① 養護者②)

支援内容・課題	<input type="checkbox"/> 医療導入支援(受診、入院等) <input type="checkbox"/> 介護負担軽減 <input type="checkbox"/> 家族支援・家族間調整 <input type="checkbox"/> 成年後見制度活用検討 <input type="checkbox"/> 経済的支援 <input type="checkbox"/> 分離保護の検討 <input type="checkbox"/> その他 ()
---------	--

虐待事案でない場合 (継続して支援が必要な場合に以下の支援内容等を記載する。) →終了

(具体的支援内容)	
包括見守り期間:	ヶ月、見守り頻度: 月 回
<input type="checkbox"/> 再度、虐待疑いとして対応 <input type="checkbox"/> 包括で継続支援 <input type="checkbox"/> 包括で対応終了 (終了年月日: 令和 年 月 日)	

次回評価会議日程	令和 年 月 日 時 分 ~	場所	
----------	----------------	----	--

作成者		所属機関	
-----	--	------	--

支援計画シート 様式⑥ No. 受付番号:

計画日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	開催場所	
出席者	生活支援課		市その他
	高齢者あんしん窓口		
	権利擁護支援C		

支援方針	
------	--

支援課題	目標(優先順位順)	支援内容・方法	支援期間	担当
				<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 包括 <input type="checkbox"/> 権C
				<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 包括 <input type="checkbox"/> 権C
				<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 包括 <input type="checkbox"/> 権C

支援上の留意点	

次回評価会議日程	令和 年 月 日 時 分 ~	場所	
----------	-------------------------------	----	--

作成者		所属機関	
-----	--	------	--

個別支援評価シート 様式⑦ No.

受付番号:

評価日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	開催場所	
出席者	生活支援課		市その他
	高齢者あんしん窓口		
	権利擁護支援C		

優先順位	支援内容・方法	担当	目標達成状況	支援結果
		<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 包括 <input type="checkbox"/> 権C		<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> その他 ()
		<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 包括 <input type="checkbox"/> 権C		<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> その他 ()
		<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 包括 <input type="checkbox"/> 権C		<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> その他 ()

虐待防止支援

- | | |
|---|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 養護者への助言・指導 | <input type="checkbox"/> 養護者への強い指導 |
| <input type="checkbox"/> 介護サービスの改善 | <input type="checkbox"/> 見守り体制の構築 |
| <input type="checkbox"/> 成年後見制度の利用 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 対応開始済み 対応開始日 令和 年 月 日 | |
| <input type="checkbox"/> 金銭管理サービスの利用 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 対応開始済み 対応開始日 令和 年 月 日 | |
| <input type="checkbox"/> 分離対応(以下の行った分離方法・分離期間にもチェックを記入) | |
| <input type="checkbox"/> 契約によるショートステイ <input type="checkbox"/> 緊急一時保護(養護老人ホームへのショートステイ等) | |
| <input type="checkbox"/> 医療機関への入院 <input type="checkbox"/> やむを得ない措置 <input type="checkbox"/> その他(親族宅・宿泊施設等) | |
| 分離期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 | |
| <input type="checkbox"/> その他 | |

支援を要する状況の確認

1	身体的	<input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> 虐待の疑い <input type="checkbox"/> 一時的に解消 <input type="checkbox"/> 虐待の解消
2	放棄・放任	<input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> 虐待の疑い <input type="checkbox"/> 一時的に解消 <input type="checkbox"/> 虐待の解消
3	心理的	<input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> 虐待の疑い <input type="checkbox"/> 一時的に解消 <input type="checkbox"/> 虐待の解消
4	性的	<input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> 虐待の疑い <input type="checkbox"/> 一時的に解消 <input type="checkbox"/> 虐待の解消
5	経済的	<input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> 虐待の疑い <input type="checkbox"/> 一時的に解消 <input type="checkbox"/> 虐待の解消
6	セルフ	<input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> 虐待の疑い <input type="checkbox"/> 一時的に解消 <input type="checkbox"/> 虐待の解消

新たな支援の必要性

作成者		所属機関	

個別支援終結シート 様式⑧

受付番号:

開催日時	令和 年 月 日 ()	開催場所	
出席者	生活支援課		市その他
	高齢者あんしん窓口		
	権利擁護支援C		

支援目標の達成状況

本人	
養護者	
その他	

評価結果

終結・終了 の状況	<input type="checkbox"/> 終結 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 権利擁護支援 <input type="checkbox"/> 生活支援
	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 本人死亡 <input type="checkbox"/> 本人転出 <input type="checkbox"/> 養護者死亡 <input type="checkbox"/> その他()
	終結確認日 令和 年 月 日 ()
	終結・終了 の根拠
	終結・終了後 の見守り期間 具体的支援 内容等

包括見守り期間: ヶ月 、 見守り頻度: 月 回

再度、虐待疑いに対応

包括で継続支援 包括で対応終了(終了年月日: 令和 年 月 日)

作成者		所属機関	
-----	--	------	--

支援記録票 No.

受付番号:

令和 年 月 日 ~

令和 年 月 日

作成者		所属機関	
-----	--	------	--